

令和5年度
指定障害福祉サービス事業者等指導調書

No.9 指定障害者支援施設

事業所の名称		
事業所の所在地	鹿児島市	
事業者の名称		
事業所番号	46	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立会者 (事業所側)	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名
連絡先等	電話	
	FAX	
	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指導監査課	職名	氏名
	職名	氏名
	職名	氏名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ **A4両面印刷**で提出してください。

※ なお、「第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」については、指定を受けた事業の部分について、印刷して提出してください。

(例) 指定を受けた事業が、生活介護、施設入所支援、自立訓練（生活訓練）である場合、この表紙から主眼事項及び着眼点の1頁から151頁まで及び168頁から195頁までを印刷の上、提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてごさい。

<過去3年の出席状況>

令和 年度 . . . (出席 ・ 欠席)
令和 年度 . . . (出席 ・ 欠席)
令和 年度 . . . (出席 ・ 欠席)

➤ 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び実地指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I	実地指導当日準備する必要書類	1
II	主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設）	
第1	基本方針	2
第2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	2
2	複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	14
3	従たる事業所を設置する場合における特例	16
第3	設備に関する基準	
1	設備	18
	（経過措置）	20
第4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	26
2	契約支給量の報告等	26
3	提供拒否の禁止	28
4	連絡調整に対する協力	28
5	サービス提供困難時の対応	28
6	受給資格の確認	28
7	介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	30
8	心身の状況等の把握	30
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	30
10	身分を証する書類の携行	30
11	サービスの提供の記録	30
12	指定障害者支援施設等が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の 支払の範囲等	32
13	利用者負担額等の受領	34
14	利用者負担額に係る管理	38
15	介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	38
16	指定障害福祉サービスの取扱方針	40
17	指定障害福祉サービス計画の作成等	40
18	サービス管理責任者の責務	44
19	相談等	44
20	介護	46
21	訓練	48
22	生産活動	48
23	工賃の支払	50
24	実習の実施	52
25	求職活動の支援等の実施	52
26	職場への定着のための支援の実施	54
27	就職状況の報告	54
28	食事	54
29	社会生活上の便宜の供与等	56
30	健康管理	58
31	緊急時等の対応	58
32	施設入所者支援利用者の入院期間中の取扱い	58
33	給付金として支払を受けた金銭の管理	60
34	支給決定障害者に関する市町村への通知	60
35	管理者による管理等	60

36	運営規程	6 2
37	勤務体制の確保等	6 4
38	業務継続計画の策定等	6 8
39	定員の遵守	7 2
40	非常災害対策	7 4
41	衛生管理等	7 4
42	協力医療機関等	8 0
43	掲示	8 0
44	身体拘束等の禁止	8 0
45	秘密保持等	8 4
46	情報の提供等	8 4
47	利益供与等の禁止	8 6
48	苦情解決	8 6
49	地域との連携等	8 8
50	事故発生時の対応	8 8
51	虐待の防止	9 0
52	会計の区分	9 2
53	記録の整備	9 2
	(経過措置)	
1	複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	9 4
2	設備	9 4
3	雇用契約の締結等	9 4
4	就労	9 4
5	賃金等	9 6
6	工賃の支払等	9 6
7	実習の実施	9 8
8	求職活動の支援等の実施	9 8
9	職業の定着のための支援等の実施	9 8
10	利用者及び従業者以外の者の雇用	9 8
11	経過的指定障害者支援施設等に関する読替え	1 0 0
第 5	変更の届出等	1 0 0
第 6	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	1 0 0
	一 生活介護	
1	生活介護サービス費	1 0 2
	経過的生活サービス費	1 0 4
	減算が行われる場合	1 0 4
	生活介護サービス費以外の障害福祉サービスの利用	1 1 0
2	人員配置体制加算	1 1 0
3	福祉専門職員配置等加算	1 1 2
3の2	常勤看護職員等配置加算	1 1 4
4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	1 1 6
5	初期加算	1 1 8
6	訪問支援特別加算	1 1 8
7	欠席時対応加算	1 1 8
7の2	重度障害者支援加算	1 2 0
8	リハビリテーション加算	1 2 2
9	利用者負担上限額管理加算	1 2 4
10	食事提供体制加算	1 2 4
11	延長支援加算	1 2 4

12	送迎加算	126
13	障害福祉サービスの体験利用支援加算	128
13の2	就労移行支援体制加算	128
14	福祉・介護職員処遇改善加算	130
15	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	130
16	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	130
二 施設入所支援		
1	施設入所支援サービス費	132
2	夜勤職員配置体制加算	136
3	重度障害者支援加算	136
4	夜間看護体制加算	138
4の2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	138
5	入所時特別支援加算	138
6	入院・外泊時加算	140
7	入院時支援特別加算	140
8	地域移行加算	142
8の2	体験宿泊支援加算	142
9	地域生活移行個別支援特別加算	142
10	栄養マネジメント加算	144
11	経口移行加算	144
12	経口維持加算	146
12の2	口腔衛生管理体制加算	148
12の3	口腔衛生管理加算	148
13	療養食加算	148
14	福祉・介護職員処遇改善加算	150
15	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	150
16	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	150
三 自立訓練（機能訓練）		
1	機能訓練サービス費	152
1の2	福祉専門職員配置等加算	156
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	158
3	初期加算	158
4	欠席時対応加算	158
4の2	リハビリテーション加算	160
5	利用者負担上限額管理加算	162
6	食事提供体制加算	162
7	送迎加算	162
8	障害福祉サービスの体験利用支援加算	162
8の2	社会生活支援特別加算	164
8の3	就労移行支援体制加算	164
9	福祉・介護職員処遇改善加算	166
10	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	166
11	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	166
四 自立訓練（生活訓練）		
1	生活訓練サービス費	168
1の2	福祉専門職員配置等加算	172
1の3	地域移行支援体制強化加算	174
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	174
3	初期加算	174
4	欠席時対応加算	174

4の2	医療連携体制加算	176
4の3	個別計画支援加算	178
5	短期滞在加算	180
5の2	日中支援加算	180
5の3	通勤者生活支援加算	180
5の4	入院時支援特別加算	182
5の5	長期入院時支援特別加算	182
5の6	帰宅時支援加算	182
5の7	長期帰宅時支援加算	184
5の8	地域移行加算	184
5の9	地域生活移行個別支援特別加算	184
5の10	精神障害地域移行特別加算	184
5の11	強度行動障害者地域移行特別加算	186
6	利用者負担上限額管理加算	186
7	食事提供体制加算	186
8	精神障害者退院支援施設加算	188
9	夜間支援等体制加算	188
10	看護職員配置加算	190
11	送迎加算	190
12	障害福祉サービスの体験利用支援加算	192
12の2	社会生活支援特別加算	192
12の3	就労移行支援体制加算	192
13	福祉・介護職員処遇改善加算	194
14	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	194
15	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	194
五	就労移行支援	
1	就労移行支援サービス費	196
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	204
4	初期加算	204
5	訪問支援特別加算	204
6	利用者負担上限額管理加算	206
7	食事提供体制加算	206
8	精神障害者退院支援施設加算	206
9	福祉専門職員配置等加算	206
10	欠席時対応加算	208
11	医療連携体制加算	208
12	就労支援関係研修終了加算	210
13	移行準備支援体制加算	212
14	送迎加算	212
15	障害福祉サービスの体験利用支援加算	214
15の2	通勤訓練加算	214
15の3	在宅時生活支援サービス加算	214
15の4	社会生活支援特別加算	214
15の5	支援計画会議実施加算	216
16	福祉・介護職員処遇改善加算	216
17	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	216
18	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	216
六	就労継続支援A型	
1	就労継続支援A型サービス費	218
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	222

3	就労移行支援体制加算	222
3の2	就労移行連携加算	222
4	初期加算	224
5	訪問支援特別加算	224
6	利用者負担上限額管理加算	224
7	食事提供体制加算	224
8	福祉専門職員配置等加算	226
9	欠席時対応加算	226
10	医療連携体制加算	228
12	重度者支援体制加算	230
12の2	賃金向上達成指導員配置加算	230
13	送迎加算	132
14	障害福祉サービスの体験利用支援加算	234
14の2	在宅時生活支援サービス加算	234
14の3	社会生活支援特別加算	236
15	福祉・介護職員処遇改善加算	238
16	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	238
17	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	238
七	就労継続支援B型	
1	就労継続支援B型サービス費	240
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	246
3	就労移行支援体制加算	246
3の2	就労移行連携加算	248
4	初期加算	248
5	訪問支援特別加算	250
6	利用者負担上限額管理加算	250
7	食事提供体制加算	250
8	福祉専門職員配置等加算	252
8の2	ピアサポート実施加算	254
9	欠席時対応加算	254
10	医療連携体制加算	256
11	地域協働加算	258
12	重度者支援体制加算	258
13	目標工賃達成指導員配置加算	258
14	送迎加算	260
15	障害福祉サービスの体験利用支援加算	260
16	在宅時生活支援サービス加算	262
16の2	社会生活支援特別加算	262
17	福祉・介護職員処遇改善加算	264
18	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	264
19	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	264
(参考)		
	主な根拠法令等	266

実地指導当日準備する必要書類

指定障害者支援施設

1	指定申請書類(控)	有・無
2	組織図	有・無
3	勤務表, 出勤簿	有・無
4	給与台帳	有・無
5	職員の資格証, 研修修了証	有・無
6	平面図	有・無
7	運営規程	有・無
8	契約書, 重要事項説明書	有・無
9	利用料金等の説明文書, パンフレットなど	有・無
10	受給者証(写)	有・無
11	看護・介護記録, 生活介護計画等	有・無
12	辞令又は雇用契約書	有・無
13	前年度利用者数分かる資料	有・無
14	職員の研修の記録	有・無
15	業務継続計画	有・無
16	消防計画	有・無
17	衛生管理等に関する記録	有・無
18	就業規則	有・無
19	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書, 誓約書など)	有・無
20	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
21	苦情解決に関する記録	有・無
22	事故に関する記録	有・無
23	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
24	損害賠償保険証書	有・無
25	変更届(控)	有・無
26	金銭台帳の類	有・無
27	介護給付費又は訓練等給付費請求書(控)	有・無
28	介護給付費又は訓練等給付費明細書(控)	有・無
29	サービス提供実績記録票(控)	有・無
30	サービス提供証明書(控)	有・無
31	領収証(請求書)(控)	有・無

注1 実地指導対象期間は、前年度4月1日から実地指導当日までですので、その期間に対応した上記書類を準備してください。

注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。

主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設）

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数 <u>(1) 生活介護を行う場合</u> ① 医師 ② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	<p>指定障害者支援施設等に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</p> <p>看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)・(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。</p> <p>(ア) 平均障害支援区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数（利用者：厚生労働大臣が定める者を除く。）</p> <p>(i) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>(ii) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>(iii) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p> <p>(イ) (ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(1) 施設サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また、指定障害者支援施設における目標、その達成のために、具体的内容を記載した運営規定及び施設サービス計画書を作成し適切に行っているか。</p> <p>(2) 入所者の視点に立った、施設サービス計画書が行われているか。</p> <p>○医師 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。 なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。 また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとするものである。</p> <p>○「利用者」 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等に入所する者又は当該指定障害者支援施設等に通所する者という。 (平 19 障発第 0126001 号第一 2(1)①)</p>	<p>○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録 ○研修計画、研修実施記録 ○虐待防止関係書類 ○責任者を設置していることが分かる書類</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>法第 44 条 平 24 条例 53 第 3 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 3 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 3 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 1 項第 2 号</p> <p>平 18 厚告 553 号 三</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</p> <p>理学療法士又は作業療法士数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。</p> <p>ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>生活支援員数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 常勤換算方法 (総従業者の1週間の勤務延べ時間数) ÷ (施設において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。))</p> <p>○ 勤務延時間数 勤務表上, 当該施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む)として明確に位置づけられている時間の合計数とする。</p> <p>○ 平均障害支援区分の算定方法 (算式) {(2×区分2に該当する利用者の数) + (3×区分3に該当する利用者の数) + (4×区分4に該当する利用者の数) + (5×区分5に該当する利用者の数) + (6×区分6に該当する利用者の数)} ÷ 総利用者数 なお, 平均障害支援区分の算出に当たって, 経過措置利用者は又は生活介護以外の昼間サービスを利用する利用者は除かれ, 小数点以下の端数が生じる場合には, 小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p>○ 看護職員及び生活支援員については, それぞれについて最低1人以上配置するとともに, 必要とされる看護職員及び生活支援員のうち, 1人以上は常勤でなければならない。</p>		<p>平 18 厚告 542 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 1 項第 5 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 1 項第 6 号</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>③ サービス管理 責任者</p>	<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
<p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う 場合</p> <p>① 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>② サービス管理 責任者</p>	<p>自立訓練（機能訓練）を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 看護職員の数は、1 以上となっているか。 また、1 人以上は常勤となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1 以上となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，言語聴覚士を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>エ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。 また、1 人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1 人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○サービス管理責任者 サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>➢ 指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。</p> <p>➢ 1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>○ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置するとともに、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）</p>	<p>平 24 条例 53 第 4 条 第 1 項 第 3 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条 第 1 項 第 7 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条 第 2 項 第 1 号 平 24 条例 53 第 4 条 第 2 項 第 5 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条 第 2 項 第 4 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条 第 2 項 第 6 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条 第 2 項 第 2 号 平 24 条例 53 第 4 条 第 2 項 第 7 号</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
③ 訪問による自立訓練(機能訓練)	指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	いる・いない
(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合	自立訓練(生活訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	
① 生活支援員(看護職員)	<p>ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
② サービス管理責任者	<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
③ 訪問による自立訓練(生活訓練)	指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	いる・いない
(4) 就労移行支援を行う場合	就労移行支援を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	
I 就労移行支援	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	いる・いない
① 職業指導員及び生活支援員	<p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
	エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 訪問による場合 自立訓練（機能訓練）は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練（機能訓練）の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。</p> <p>（サービス管理責任者） （1）③参照</p> <p>（訪問による場合） （2）③参照</p>	<p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	<p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 3 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 1 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 3 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 5 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 2 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 6 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 3 項第 4 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 1 号ア</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 1 号イ</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 1 号ウ</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 5 号</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
② 就労支援員	常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上。	いる・いない
③ サービス管理責任者	<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
Ⅱ 認定指定障害者支援施設	Iの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	
① 職業指導員及び生活支援員	<p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
	<p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
② サービス管理責任者	<p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(5)就労継続支援B型を行う場合		
① 職業指導員及び生活支援員	<p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 就労支援員は、職場実習のあつせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。</p> <p>(サービス管理責任者) (1) ③ 参照</p> <p>・ 従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能である。</p> <p>(サービス管理責任者) (1) ③ 参照</p>	<p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業者の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数） が分かる書類 （実績表等）</p>	<p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 2 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 3 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 7 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号ア（ア）</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号ア（イ）</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号ア（ウ）</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 5 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 4 号イ</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 4 項第 6 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 5 項第 1 号（ア）</p> <p>第 4 条第 5 項第 1 号（イ）</p> <p>第 4 条第 5 項第 1 号（ウ）</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
① 職業指導員 及び生活支援員	エ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。	いる・いない
② サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は、常勤となっているか。	いる・いない いる・いない
(6) 施設入所支援 を行う場合	施設入所支援を行うために置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	
① 生活支援員	施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。 ア 利用者の数が60人以下 1以上 イ 利用者の数が61人以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	いる・いない いる・いない
② サービス管理責任者	当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	いる・いない
二 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○（６）の生活支援員</p> <p>➤ 夜間の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。</p> <p>➤ ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障害の程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要となる支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上確保すれば足りること。</p> <p>➤ 昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合は、当該昼間実施サービスの従業者の算定に当たっては、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間数を含めても差し支えない。</p> <p>（例） 昼間、生活介護（平均障害支援区分は 4）を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が 50 人の場合（常勤職員が 1 日に勤務すべき時間が 8 時間であることとした場合） この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の 1 日の勤務延べ時間数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護の従業者 $50 \div 5 = 10$ 人 $10 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間} = 80$ 時間 ・ 施設入所支援の生活支援員 $1 \text{ 人} \times 16 \text{ 時間} = 16$ 時間 <p>合計 96 時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて 1 人の生活支援員を確保した上で、合計 80 時間が確保されれば足りるものであること。</p> <p>・ 「前年度の平均値」 前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とし、算定に当たっては、小数点 2 位以下を切り上げるものとする。</p>	<p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿（タイムカード）</p> <p>○従業者の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p> <p>○利用者数（平均利用人数） が分かる書類（利用者名簿等）</p>	<p>第 4 条第 5 項第 3 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 5 項第 2 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 5 項第 4 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 6 項第 1 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 6 項第 3 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 6 項第 2 号</p> <p>平 24 条例 53 第 4 条第 7 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
三 職務の専従	<p>一に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	<p>いる・いない</p>
2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数	<p>(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の一の 1 の(1)の②のエ、一の 1 の(2)の①のイ及びエ、一の 1 の(3)の①のウ、一の 1 の(4)の I の①のエ、一の 1 の(5)の①のエの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち 1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第 2 の一の 1 の(1)の③、一の 1 の(2)の②、一の 1 の(3)の②、一の 1 の(4)の I の③、一の 1 の(4)の II の②並びに一の 1 の(5)の②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成 18 年厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 人以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 人以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害者支援施設等における勤務時間（生活介護及び施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 ・ 当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。 ・ 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業者の勤務実態の分かる書類 （出勤簿等） ○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類 （利用者名簿等） 	<ul style="list-style-type: none"> 平 24 条例 53 第 4 条第 8 項 平 24 条例 53 第 6 条第 1 項 平 24 条例 53 第 6 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>3 従たる事業所を設置する場合の特例</p>	<p>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。</p>	<p>いる・いない 非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>平 19 障発第 0126001 号 第二の 1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所（昼間実施サービスの場）の取扱いについて 指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援及び就労継続支援B型）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が 1 人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>（Ⅰ）生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6 人以上</p> <p>（Ⅱ）就労継続支援B型 10 人以上</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申し込みに係る調整，職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。</p> <p>イ 職員の勤務態勢，勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時，主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば，当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に，主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して，一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針，営業日や営業時間，利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに，主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において，昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は，(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は，一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。</p>	<p>平 24 条例 53 第 7 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 7 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>① 訓練・作業室</p> <p>② 居室</p> <p>③ 食堂</p> <p>④ 浴室</p> <p>⑤ 洗面所</p> <p>⑥ 便所</p> <p>⑦ 相談室</p>	<p>指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。</p> <p>(相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。)</p> <p>指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。</p> <p>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。)</p> <p>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。</p> <p>イ 地階に設けていないか。</p> <p>ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上とされているか。</p> <p>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</p> <p>オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p> <p>カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。</p> <p>キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</p> <p>ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。</p> <p>イ 必要な備品を備えているか。</p> <p>利用者の特性に応じたものとなっているか。</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○平面図 ○設備・備品一 覧表	平 24 条例 53 第 8 条第 1 項 平 24 条例 53 第 8 条第 4 項 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 1 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 2 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 3 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 4 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 5 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 6 号 平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 7 号

主眼事項	着 眼 点	自己評価
⑧ 廊下幅	<p>ア 1.5メートル以上とされているか。 ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか</p> <p>イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(3) 認定指定障害者支援施設	<p>認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
(経過措置)		
(1) 多目的室の経過措置	<p>平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第3の1の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。</p>	
(2) 居室の定員の経過措置	<p>施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のA中「4人」とあるのは「原則として4人以下」とする。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>・ 「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を設けるよう努めるものとする。（段差の解消等）</p>	<p>○設備・備品一覧表</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 8 条第 2 項第 8 号</p> <p>平 24 条例 53 第 8 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 15 条</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 16 条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>(3) 居室面積の経過措置</p>	<p>① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設, 指定身体障害者療護施設(旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。), 指定特定身体障害者授産施設, 指定知的障害者更生施設, 指定特定知的障害者授産施設, 指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について, 第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合には, 「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について, 第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合には, 「9.9平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。</p> <p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設, 指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて, 施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について, 第③の1の(2)の②のウの規定を適用する場合には, 「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。</p> <p>④ 平成24年4月1日において現に存していた整備法第5条による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって, 同日以後指定障害者支援施設等となるもの(指定障害者支援施設等となった後に増築され, 又は全面的に改築された部分を除く。)については, 当分の間, 居室面積について, 4.95平方メートル以上とする。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	<p>平 18 厚令 172 附則第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条の 2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置	<p>① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設，指定知的障害者通勤寮，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，第3の1の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>② 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって，同日以後指定障害者支援施設等となるものについては，当分の間，「ブザー又はこれに代わる設備を設けること。」の規定は適用しない。ただし，指定障害者支援施設等となった後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更した部分については，この限りでない。</p>	
(5) 廊下幅の経過措置	<p>① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第3の1の(2)の⑧中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮，精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第3の1の(2)の⑧の規定は，当分の間，適用しない。</p> <p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設，指定身体障害者療護施設，指定特定身体障害者授産施設，指定知的障害者更生施設，指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については，第3の1の(2)の⑧の規定は，当分の間，適用しない。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 18 条 平 18 厚令 172 附則第 18 条の 2
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 19 条第 1 項 平 18 厚令 172 附則第 19 条第 2 項 平 18 厚令 172 附則第 19 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第4 運営に関する 基準 1 内容及び手続き の説明及び同意 2 契約支給量の 報告等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	いる・いない
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	いる・いない
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	いる・いない いる・いない いる・いない
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>(重要事項の主な項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容 ③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日 ⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>○ 契約支給量の報告等</p> <p>(1) 当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載すること。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)の規定による記載をした場合には、遅滞なく市に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならない。</p>	<p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書</p> <p>○その他利用者に交付した書面</p> <p>○受給者証の写し</p> <p>○契約内容報告書</p>	<p>平 24 条例 53 第 10 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 10 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 11 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 11 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 11 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 11 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 提供拒否の禁止	<p>指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、就労移行支援事業者又は就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
6 受給資格の確認	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助</p> <p>(1) 支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>(2) 利用継続のための援助 利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設等のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>○ 指定障害福祉サービス事業者等との連携等</p> <p>(2) 利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこと。</p> <p>○ 身分を証する書類の携行 証書等には、当該指定障害者支援施設等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>○ サービスの提供の記録</p> <p>(1) 記録の時期 利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○アセスメント記録</p> <p>○ケース記録</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○サービス提供の記録</p>	<p>平 24 条例 53 第 16 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 16 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 17 条</p> <p>平 24 条例 53 第 18 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 18 条第 2 条</p> <p>平 24 条例 53 第 19 条</p> <p>平 24 条例 53 第 20 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 サービスの提供の記録	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)・(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定障害者支援施設等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</p> <p>(3) 利用者の確認 (1)、(2)のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>○ 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 指定障害者支援施設等は、基準第19条第1項から第4項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>➤ 介護給付等対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが曖昧な名目による費用の徴収は認めないことから運営規程等に明示されること必要である。 なお、嗜好品の購入等サービス提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 20 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 20 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 21 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 21 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費</p> <p><u>ア 食事の提供に要する費用</u> (次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。以下同じ。) (ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げるも者うち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号に掲げる者に該当する者については、食材料費に相当する額</p> <p><u>イ 創作的活動にかかる材料費</u></p> <p><u>ウ 日用品費</u></p> <p><u>エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○利用者負担額等の受領</p> <p>(1) 利用者負担額の受領</p> <p>指定障害者支援施設等は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第2項は、指定障害者支援施設等が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。</p> <p>(3) その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>※①のエ、②のウ及び③のオの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号当職通知)によるものとする。</p> <p>○「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲</p> <p>① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(例) 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるもの。</p> <p>(続く)</p>	<p>○請求書 ○領収書</p>	<p>平 24 条例 53 第 22 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 3 項第 1 号 平 18 厚告 545 二のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1～4 号</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	<p>② <u>自立訓練（機能訓練）</u>，<u>自立訓練（生活訓練）</u>，<u>就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合</u> 次のアからウまでに掲げる経費</p> <p><u>ア 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>イ 日用品費</u></p> <p><u>ウ ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>③ <u>施設入所支援を行う場合</u> 次のアからオまでに掲げる経費</p> <p><u>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）</u></p> <p><u>イ 平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。</u></p> <p><u>ウ 被服費</u></p> <p><u>エ 日用品費</u></p> <p><u>オ アからエのほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>(4) (3)①ア，②ア，③アの費用については、別に厚生労働大臣が定めるところとなっているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(例) 事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他日常生活費」として徴収することは認められない。</p> <p>③ 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）</p> <p>○領収書</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>➤ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末一括徴収でもいいが、領収書は負担金受領の都度に交付しているか。</p> <p>➤ 領収書は、つぎに掲げる費用区分を明確にしているか。</p> <p>① 利用者負担額は現に要した費用の額であるか。</p> <p>② その他の費用の額（個別の費用ごとに区分）</p> <p>➤ 明細の項目等が利用者にわかりやすものとなっているか。</p> <p>➤ 重要事項説明書等説明を行う書面は利用者にわかりやすく内容が適当か。また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。</p>	<p>○領収書</p> <p>○重要事項説明書</p>	<p>平 24 条例 53 第 22 条第 3 項第 2 号</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 3 項第 3 号 平 18 政令第 10 第 21 条の 3 第 1 項 平 18 厚告 541</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 4 項 平 18 厚告 545</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 5 項</p> <p>平 24 条例 53 第 22 条第 6 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
14 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○利用者負担額に係る管理</p> <p>施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しているか。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 23 条第 1 項</p>
<p>(2) 指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこと。</p>		<p>平 24 条例 53 第 23 条第 2 項</p>
	<p>○通知の写し</p>	<p>平 24 条例 53 第 24 条第 1 項</p>
	<p>○サービス提供証明書の写し</p>	<p>平 24 条例 53 第 24 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 施設障害福祉サービスの取扱方針</p> <p>(2) 支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 25 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 25 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 25 条第 3 項</p>
<p>○ 施設障害福祉サービス計画の作成等</p> <p>(1) サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。</p> <p>施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>また、施設障害福祉サービス計画は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>(2) サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。</p> <p>ア 利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること。</p> <p>(続く)</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>○アセスメントを実施したことが分かる書類</p> <p>○面接記録</p> <p>○個別支援計画の原案</p> <p>○他サービスとの連携状況が分かる書類</p>	<p>平 24 条例 53 第 26 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 26 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 26 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 26 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	<p>(5) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	いる・いない
	<p>(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	いる・いない
	<p>(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。</p>	いる・いない
	<p>(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。</p>	いる・いない
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	いる・いない
	<p>(10) 施設障害福祉サービス計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。</p>	<p>○サービス担当者会議の記録</p>	<p>平 24 条例 53 第 26 条第 5 項</p>
<p>ウ 利用者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付することエ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は、昼間、生活介護又は就労継続支援B型を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。)を行うこと</p>	<p>○個別支援計画(利用者または家族の署名)</p> <p>○入所者に交付した記録</p>	<p>平 24 条例 53 第 26 条第 6 項</p> <p>平 24 条例 53 第 26 条第 7 項</p>
	<p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p>	<p>平 24 条例 53 第 26 条第 8 項</p>
	<p>○モニタリング記録 ○面接記録</p>	<p>平 24 条例 53 第 26 条第 9 項</p>
	<p>○(2)から(7)に掲げる確認資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 26 条第 10 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
18 サービス管理責任者の責務	<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
19 相談等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ サービス管理責任者の責務 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p> <p>① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと</p> <p>② 指定障害者支援施設等を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと</p> <p>③ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p> <p>○ 相談等</p> <p>(1) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>(2) 利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 27 条</p> <p>平 24 条例 53 第 28 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 28 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
20 介護	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 介護</p> <p>(1) 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭に置いて行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>(3) 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>(4) 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、利用者にとって生活の場であることから、居室における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。</p> <p>(6) 「常に1人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとする。</p>	<p>○個別支援計画 ○サービス提供の記録 ○業務日誌等</p> <p>○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表 ○従業者名簿 ○雇用契約書 ○個別支援計画サービス提供の記録 ○業務日誌等</p>	<p>平 24 条例 53 第 29 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 29 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 29 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 29 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 53 第 29 条第 5 項</p> <p>平 24 条例 53 第 29 条第 6 項</p> <p>平 24 条例 53 第 29 条第 7 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
21 訓練	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
22 生産活動	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 訓練</p> <p>(2) 訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援は一般就労を希望する利用者に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施設障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には当該利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。</p> <p>(3) 「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 30 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 30 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 30 条第 4 項</p>
<p>○ 生産活動</p> <p>(1) 生産活動の内容</p> <p>生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。</p> <p>(2) 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。</p> <p>(3) 障害特性を踏まえた工夫</p> <p>指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 31 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 31 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 31 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
22 生産活動	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>
23 工賃の支払	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、(1)により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額((4)において「工賃の平均額」という。)が、3千円を下回っていないか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(4) 生産活動の安全管理 指定障害者支援施設等は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。</p> <p>○ 工賃の支払等</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回るものとしてはならないこと。 ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>(3) 都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。 なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照</p> <p>➤ なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。</p>	<p>○工賃支払記録 ○工賃支給規定 ○就労支援事業に関する会計書類 (出納簿等) ○工賃平均額が分かる書類(1年間の工賃支払総額、1ヵ月の工賃支払対象者延べ人数等)</p> <p>○工賃の水準を高めることに努めていることが分かる書類(ケース記録等) ○工賃の目標水準を設定した根拠が分かる書類(工賃支給規定、工賃向上計画書等) ○利用者への工賃通知の控え ○市への報告書</p>	<p>平 24 条例 53 第 31 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 53 第 32 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 32 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 32 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 32 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
24 実習の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
25 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 実習の実施</p> <p>(1) 実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p>なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p>(3) 受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 33 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 33 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 33 条第 3 項</p>
<p>○ 求職活動の支援等の実施</p> <p>求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員等が必要に応じ支援すること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 34 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 34 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 34 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
26 職場への定着のための支援の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(2)に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
27 就職状況の報告	<p>指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、市に報告しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
28 食事	<p>(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 職場への定着のための支援の実施</p> <p>指定障害者支援施設等は、当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。</p> <p>また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定障害者支援施設等は就職後6月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。</p> <p>当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。</p> <p>なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 35 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 35 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 35 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 35 条第 4 項</p>
<p>○ 就職状況の報告</p> <p>指定障害者支援施設等は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、市に報告しなければならないこと。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 36 条</p>
<p>○ 食事</p> <p>(1) 「正当な理由」とは、</p> <p>ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合</p> <p>イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 37 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 37 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
28 食事	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p> <p>(栄養士等の配置 有・無)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
29 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(3) 栄養管理等 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。</p> <p>なお、指定障害者支援施設等における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。</p> <p>また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p> <p>(4) 食事の内容 利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとする。</p> <p>調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること（「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）別添の食品衛生監視票の監視項目参照）。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこととしたものである。</p>		<p>平 24 条例 53 第 37 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 37 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 53 第 37 条第 5 項</p>
<p>29 社会生活上の便宜の供与等</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとすよう努めなければならないこととするものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 38 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 38 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 38 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
30 健康管理	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
31 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>
32 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	<p>指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 健康管理 (1) 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員 その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じ て健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。</p> <p>○ 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い</p> <p>①「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうか の判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなど の方法によること。</p> <p>②「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族 の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜 を図ることを指すものである。</p> <p>③「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満 床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退 院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない 場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しない ことに留意すること。 なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確 保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用 者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。</p> <p>④利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支え ないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その 利用は計画的なものでなければならない。</p>	<p>○適宜必要と 認める資料</p> <p>○緊急時対応 マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対 応記録</p> <p>○適宜必要と 認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 39 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 39 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 40 条</p> <p>平 24 条例 53 第 41 条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
33 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>(4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
34 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
35 管理者による管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定障害者支援施設基準)第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○給付金として支払を受けた金銭の管理</p> <p>➤「厚生労働大臣が定める給付金」</p> <p>＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第 38 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」(平成 23 年 9 月 30 日厚生労働省告示第 378 号)</p> <p>＝ 児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) の規定による児童手当 及び 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 107 号) の規定による子ども手当</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 42 条</p>
<p>○ 支給決定障害者に関する市町村への通知</p> <p>法第 8 条第 1 項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設等は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 43 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 43 条第 2 項</p>
	<p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿 (タイムカード)</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○従業者の資格証</p> <p>○管理者の雇用形態が分かる書類</p> <p>○業務等の管理を行っていることが分かる書類 (運営規程、業務日誌等)</p> <p>○従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類 (業務日誌等)</p>	<p>平 24 条例 53 第 44 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 44 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 44 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
36 運営規程	<p>指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する施設障害福祉サービスの種類</p> <p>③ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</p> <p>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</p> <p>⑧ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑨ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑩ 非常災害対策</p> <p>⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑬ その他運営に関する重要事項</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 運営規程</p> <p><u>⑤ 提供するサービスの種類ごとの利用定員</u></p> <p>➤ 利用定員は、サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。</p> <p>ア 昼間実施サービス 同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。 なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>イ 施設入所支援 施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。 なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p><u>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>➤ 「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。 また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第 19 条第 3 項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。</p> <p><u>⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</u></p> <p>➤ 指定障害者支援施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。</p> <p>なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</p> <p><u>④ サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>➤ 利用者が施設障害福祉サービスの提供を受けの際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。</p> <p><u>⑤ 非常災害対策</u></p> <p>➤ 立地環境に応じて作成した個別具体的な非常災害計画に係る災害名を明記すること。</p> <p><u>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>➤ 指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>○運営規程</p>	<p>平 24 条例 53 第 45 条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
36 運営規程		
37 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>➤ 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、</p> <p>ア 虐待の防止に関する責任者の選定</p> <p>イ 成年後見制度の利用支援</p> <p>ウ 苦情解決体制の整備</p> <p>エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること。</p> <p>オ 基準 54 第 54 条の 2 第 1 項に規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。</p> <p>⑧ その他運営に関する事項</p> <p>➤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。</p> <p>また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p> <p>○ 勤務体制の確保等</p> <p>利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。</p> <p>（1）指定障害者支援施設等ごとに、原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>（2）指定障害者支援施設等は原則として、当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>（3）指定障害者支援施設等の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。</p>	<p>○従業者の勤務表</p> <p>○勤務体制一覧表 または雇用形態が分かる書類</p> <p>○研修計画、研修実施記録</p>	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）</p> <p>平 24 条例 53 第 46 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 46 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 46 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
37 勤務体制の確保等	<p>(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定就労継続支援B型事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p> <p>ア 指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的な内容 指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p><u>a 指定障害者支援施設等の方針等の明確化及びその周知・啓発</u> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p><u>b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>○なお、パワーハラスメント防止のための指定障害者支援施設等の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、<u>中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p>イ 指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にされたい。 		<p>平 24 条例 53 第 46 条第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
38 業務継続計画の策定等	<p>(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【3年間の経過措置あり】</p> <p>(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 【3年間の経過措置あり】</p> <p>(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 業務継続計画の策定等</p> <p>➤ 指定障害者支援施設等は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害者支援施設等の提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>➤ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 33 条の 2 に基づき指定障害者支援施設等を実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>➤ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>➤ 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）附則第 3 条において、<u>3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。</u></p> <p>➤ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○業務継続計画(BCP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症 ・自然災害 <p>○職員の研修の記録など</p>	<p>平 24 条例 53 第 46 条の 2 第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 46 条の 2 第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 46 条の 2 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
38 業務継続計画の策定等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ➤ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ➤ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定就労継続支援B型事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u> ➤ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 		

主眼事項	着 眼 点	自己評価																										
39 定員の遵守	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="437 443 1193 1406"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="437 443 1193 546">① 昼間実施サービス</th> </tr> <tr> <th data-bbox="437 546 636 622">区 分</th> <th data-bbox="636 546 874 622">利用定員 50人以下</th> <th data-bbox="874 546 1193 622">利用定員 51人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 622 636 781">1日当たりの 利用者数</td> <td data-bbox="636 622 874 781">(利用定員× 150%)以下</td> <td data-bbox="874 622 1193 781">{(利用定員－50)× 125%＋75}以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 781 636 981" rowspan="2">過去3か月の 利用者数</td> <td colspan="2" data-bbox="636 781 1193 857">{(利用定員×開所延日数)×125%}以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="636 857 1193 981">※ 定員11人以下の場合 過去3月間利用者の延べ数 ＝{(定員の数＋3)×開所日数}以下</td> </tr> <tr> <th colspan="3" data-bbox="437 981 1193 1077">② 施設入所支援</th> </tr> <tr> <th data-bbox="437 1077 636 1153">区 分</th> <th data-bbox="636 1077 874 1153">利用定員 50人以下</th> <th data-bbox="874 1077 1193 1153">利用定員 51人以上</th> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1153 636 1301">1日当たりの 利用者数</td> <td data-bbox="636 1153 874 1301">(利用定員× 110%)以下</td> <td data-bbox="874 1153 1193 1301">{(利用定員－50)× 105%＋55}以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1301 636 1406">過去3か月の 利用者数</td> <td colspan="2" data-bbox="636 1301 1193 1406">{(利用定員×開所延日数)×105%}以下</td> </tr> </tbody> </table>	① 昼間実施サービス			区 分	利用定員 50人以下	利用定員 51人以上	1日当たりの 利用者数	(利用定員× 150%)以下	{(利用定員－50)× 125%＋75}以下	過去3か月の 利用者数	{(利用定員×開所延日数)×125%}以下		※ 定員11人以下の場合 過去3月間利用者の延べ数 ＝{(定員の数＋3)×開所日数}以下		② 施設入所支援			区 分	利用定員 50人以下	利用定員 51人以上	1日当たりの 利用者数	(利用定員× 110%)以下	{(利用定員－50)× 105%＋55}以下	過去3か月の 利用者数	{(利用定員×開所延日数)×105%}以下		いる・いない
① 昼間実施サービス																												
区 分	利用定員 50人以下	利用定員 51人以上																										
1日当たりの 利用者数	(利用定員× 150%)以下	{(利用定員－50)× 125%＋75}以下																										
過去3か月の 利用者数	{(利用定員×開所延日数)×125%}以下																											
	※ 定員11人以下の場合 過去3月間利用者の延べ数 ＝{(定員の数＋3)×開所日数}以下																											
② 施設入所支援																												
区 分	利用定員 50人以下	利用定員 51人以上																										
1日当たりの 利用者数	(利用定員× 110%)以下	{(利用定員－50)× 105%＋55}以下																										
過去3か月の 利用者数	{(利用定員×開所延日数)×105%}以下																											

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 定員の遵守</p> <p>利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 昼間実施サービス</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>(I) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。(II)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に 150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(II) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125%を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去 3 月間の利用者の数</p> <p>過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 施設入所支援</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>(I) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。))が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に 110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(II) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 105%を乗じて得た数に、55 を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去 3 月間の利用者の数</p> <p>過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 105%を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>○ 運営規程</p> <p>○ 利用者数がかかる書類 (利用者名簿等)</p>	<p>平 24 条例 53 第 47 条</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
40 非常災害対策	<p>(1) 施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。</p> <p>(2) 上記の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しているか。</p> <p>(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(4) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) (4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
41 衛生管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (市水 ・ 井水)</p> <p>レジオネラ属菌検査の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の検査年月日 (年 月 日) ・ 検査結果 (以下○を付す) <p style="margin-left: 40px;">不検出 (10CFU 100 mm l 未満)</p> <p style="margin-left: 40px;">検 出 (10CFU 100 mm l 以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検出された場合その対応は適切か。 <p style="margin-left: 40px;">適 ・ 否</p> <p>検査未実施の場合の検査予定年月日 (年 月 頃)</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 非常災害対策</p> <p>(1) 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>(2) 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p> <p>なお、鹿児島市においては、平成25年3月作成の「障害者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」に基づき、立地環境に応じて災害を特定し、特定した災害ごとに個別具体的な計画の作成を指導している。</p> <p>(3) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(5) は、指定就労継続支援B型事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。</p> <p>訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p>	<p>○非常火災時対応マニュアル(対応計画)</p> <p>○運営規程</p> <p>○通報・連絡体制</p> <p>○消防用設備点検の記録</p> <p>○避難訓練の記録</p> <p>○消防署への届出</p> <p>○衛生管理に関する書類</p>	<p>平 24 条例 53 第 48 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 48 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 48 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 48 条第 4 項</p> <p>平 24 条例 53 第 48 条第 5 項</p>
<p>○ 衛生管理等</p> <p>指定障害者支援施設等は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものである。</p>		<p>平 24 条例 53 第 49 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
41 衛生管理等	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。【3年間の経過措置あり】</p> <p>① 施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 施設等において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(2)に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。 ➤ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➤ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> ➤ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u> ➤ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定障害者支援施設等内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、指定障害者支援施設等所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設等における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➤ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・医療処置 ・行政への報告 等 		<p>平 24 条例 53 第 49 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
41 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>➤ 発生時における指定障害者支援施設等内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p> <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <p>➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設等における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。</p> <p>➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、施設等が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u></p> <p>➤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設等の指針が周知されるようにする必要がある。</p> <p>➤ 研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>➤ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定障害者支援施設等内で行うものでも差し支えなく、当該指定障害者支援施設等の実態に応じ行うこと。</p> <p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <p>➤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</u></p> <p>➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。</p> <p>➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
42 協力医療機関等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 (協力医療機関：)</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 (協力歯科医療機関：)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
43 掲示	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
44 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○協力医療機関等 協力医療機関及び 協力歯科医療機関は、指定障害者支援施設等から近距離にあることが望ましいものであること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○施設の掲示物</p>	<p>平 24 条例 53 第 50 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 50 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 51 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 51 条第 2 項</p>
<p>○身体拘束等の禁止</p> <p>(1)、(2)は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)は、施設に従事する幅広い職種により構成する。</p> <p>➤ <u>構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>➤ 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師(精神科専門医等)、看護職員等の活用が考えられる。 また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>➤ <u>身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。</u> 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)も差し支えない。</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会の議事録等</p> <p>○身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>○身体拘束に関する職員研修記録等</p>	<p>平 24 条例 53 第 52 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 52 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 52 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
44 身体拘束等の禁止		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>➤ 指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>➤ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>➤ ②の指定障害者支援施設が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>➤ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>➤ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u>また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>➤ 研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
45 秘密保持等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
46 情報の提供等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 秘密保持等</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>(3) 利用者が当該指定障害者支援施設等以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福祉サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。</p>	<p>○従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○個人情報同意書</p> <p>○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>○事業所のHP画面・パンフレット</p>	<p>平 24 条例 53 第 53 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 53 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 53 条第 3 項</p> <p>平 24 条例 53 第 54 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 54 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
47 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
48 苦情解決	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○利益供与等の禁止</p> <p>(1) 一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設等の紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(2) 利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>(3) 施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 55 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 55 条第 2 項</p>
<p>○苦情解決</p> <p>(1) 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。</p> <p>(2) 苦情に対し指定障害者支援施設等が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定障害者支援施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定障害者支援施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p>	<p>○苦情受付簿</p> <p>○重要事項説明書</p> <p>○契約書</p> <p>○事業所の掲示物</p> <p>○苦情者への対応記録</p> <p>○苦情対応マニュアル</p> <p>○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 53 第 56 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 56 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 56 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
48 苦情解決	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p>
49 地域との連携等	<p>指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p>
50 事故発生時の対応	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない (事例 有・無)</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>(7) 社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又があっせんのできるだけ協力することとしたものである。</p> <p>○事故発生時の対応</p> <p>利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ決めておくことが望ましいこと。</p> <p>また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>② 指定障害者支援施設等は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p>	<p>○都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 53 第 56 条第 4 項</p>
	<p>○都道府県又は市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類</p>	<p>平 24 条例 53 第 56 条第 5 項</p>
	<p>○都道府県知等への報告書</p>	<p>平 24 条例 53 第 56 条第 6 項</p>
	<p>○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 56 条第 7 項</p>
	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 57 条</p>
	<p>○事故対応マニュアル</p> <p>○県・市、家族等への報告記録</p> <p>○事故の対応記録</p> <p>○ヒヤリハットの記録</p> <p>○再発防止の検討記録</p> <p>○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料</p>	<p>平 24 条例 53 第 58 条第 1 項</p> <p>平 24 条例 53 第 58 条第 2 項</p> <p>平 24 条例 53 第 58 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
50 事故発生時の対応		
51 虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しているか。</p> <p>② に当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 （※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>③ 指定障害者支援施設等は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。</p> <p>○虐待の防止</p> <p>➤ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等) ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) <p>➤ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者(必置)</u>を決めておくことが必要である。</p> <p>➤ 委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。</p> <p>➤ 委員会の開催に必要となる人数については施設の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>➤ 委員会は少なくとも1年に1回は開催することが必要である。</p> <p>➤ 虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、施設全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p> <p>➤ 指定障害者支援施設は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>➤ 研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>➤ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>➤ (3)の<u>虐待防止のための担当者</u>については、サービス管理責任者等を<u>配置すること。</u></p>	<p>(賠償責任 保険書類 等)</p> <p>○虐待防止の ための対策 委員会の議 事録等</p> <p>○虐待防止に 関する職員 研修記録等</p> <p>○担当者名の 分かる書類 等</p>	<p>平 24 条例 53 第 58 条の 2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
52 会計の区分	<p>指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
53 記録の整備	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービスの提供の記録 ② 施設障害福祉サービス計画 ③ 支給決定障害者に関する市への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> ○収支予算書・決算書等の会計書類 ○職員名簿 ○設備・備品台帳 ○帳簿等の会計書類 ○左記①から⑥までの書類 	<ul style="list-style-type: none"> 平 24 条例 53 第 59 条 平 24 条例 53 第 60 条第 1 項 平 24 条例 53 第 60 条第 2 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>○ 経過的指定障害者支援施設等</p> <p>1 複数の屋間実施サービスを行う場合における従業者の員数</p> <p>2 設備</p> <p>3 雇用契約の締結等</p> <p>4 就労</p>	<p>(経過措置)</p> <p>(1) 複数の屋間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設等は、屋間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)から(4)まで及び(5)①のエの規定にかかわらず、当該経過的指定障害者支援施設等が提供する屋間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医者及びサービス管理責任者を除く）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 複数の屋間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設等は、第2の1の(1)から(4)まで並びに(5)②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる経過的指定障害者支援施設等が提供する屋間実施サービスのうち、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が60人以下 1以上</p> <p>② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>経過的指定障害者支援施設等について第3の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しているか。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、経過的指定障害者支援施設等（屋間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は、就労継続支援A型を提供する場合には、規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p>	<p></p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>附則</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)による改正後の障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)附則第1条の2の規定より、平成24年4月1日以後も、引き続き、施設障害福祉サービスを提供することができることとされた指定障害者支援施設に対する基準附則第2条から第14条までの規定の適用については、当分の間、なお従前の例によるものであること。</p> <p>経過指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数 (基準附則第3条)</p> <p>基準附則第3条は、平成24年3月31日までの間、経過措置利用者に対して生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下「経過指定障害者支援施設等」という。)に置くべき従業者の員数を定めたものである。</p> <p>(1) 当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。</p> <p>3 雇用契約の締結等</p> <p>継続支援A型を利用する利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関係法規の適用を受ける労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者には該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と賃金等との関係が明確になるよう、配慮すること。</p> <p><参考></p> <p>就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平18障発第1002003号)</p>		<p>平18厚令172 附則第4条第1項 平19障発第 0126001号 第三1(2)①</p> <p>平18厚令172 附則第4条第2項 平19障発第 0126001号 第三1(2)②</p> <p>平18厚令172 附則第5条 平19障発第 0126001号 第三4(5)</p> <p>平18厚令172 附則第6条第1項 平18厚令172 附則第6条第2項 平18厚令19 第6条の10第2号</p> <p>平18厚令172 附則第7条第1項</p> <p>平18厚令172 附則第7条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 賃金等	<p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、3の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるように努めているか。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、3の(2)の規定による利用者(雇用契約を締結していない利用者)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(2)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) (2)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
6 工賃の支払等	<p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により利用者それぞれに対して支払われる一月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額)は、3,000円を下回っていないか。</p> <p>(3) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めているか。</p> <p>(4) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県へ報告しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>5 賃金等(基準附則第8条)</p> <p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。</p> <p>なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」(平成18年10月2日付け障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p> <p>また、雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</p>		<p>平18厚令172 附則第8条第1項</p> <p>平18厚令172 附則第8条第2項</p> <p>平18厚令172 附則第8条第3項</p> <p>平18厚令172 附則第8条第4項</p>
<p>6 工賃の支払等(基準附則第9条)</p> <p>都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、経過指定障害者支援施設等は、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。</p>		<p>平18厚令172 附則第9条第1項</p> <p>平18厚令172 附則第9条第2項</p> <p>平18厚令172 附則第9条第3項</p> <p>平18厚令172 附則第9条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 実習の実施	<p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
8 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
9 職業への定着のための支援等の実施	<p>経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p>
10 利用者及び従業者以外の者の雇用	<p>経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用する場合は、次に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該事項に定める数を超えて雇用していないか。</p> <p>① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>7 実習の実施(基準附則第10条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第4の24(P52)を参照のこと。</p>		<p>平18厚令172 附則第10条第1項 平19障発第 0126001号 第三3(24)</p> <p>平18厚令172 附則第10条第2項</p>
<p>8 求職活動の支援等の実施(基準附則第11条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第4の324(P52)を参照のこと。</p>		<p>平18厚令172 附則第11条第1項 平19障発第 0126001号 第三3(25)</p> <p>平18厚令172 附則第11条第2項</p>
<p>9 職場への定着のための支援等の実施(基準附則第12条) 指定障害者支援施設等の場合と同趣旨であるため、第4の26(P54)を参照のこと。</p>		<p>平18厚令172 附則第12条 平19障発第 0126001号 第三3(26)</p>
<p>10 利用者及び従業者以外の者の雇用(基準附則第13条) 経過指定障害者支援施設等は、利用者以外に、就労の機会の提供として行われる指定就労継続支援A型に従事する障害者以外の職員(基準附則第3条第1項第5号により必要とされる従業者は含まない。)を、利用定員(雇用契約によらない利用者に係る利用定員を含む。)の規模に応じた数を上限として雇用することができることを定めたものである。ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場のうち、既に当該上限数を超える障害者以外の職員を福祉工場において行われる事業に従事する職員として雇用しているものが、経過指定障害者支援施設等に転換する場合については、当分の間、同条の規定による基準を満たすための計画を都道府県知事に提出した場合に限り、同条の規定による上限数を超えた職員の雇用が引き続き可能である。 なお、経過指定障害者支援施設等において就労の機会の提供として行われる就労継続支援A型は、利用者のために行われるものであることにかんがみ、障害者以外の者の雇用に当たっては、当該雇用により利用者の賃金や工賃の低下を招くことがないよう、その人数等について、十分に配慮すること。</p>		<p>平18厚令172 附則第13条 平19障発第 0126001号 第三4(12)</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 経過的指定 障害者支援施 設等に関する 読替え	<p>経過的指定障害者支援施設等について第4の5, 13, 21, 及び22の規定を適用する場合には, 5の(1), 13の(3)の②及び21の(2)中「又は就労移行支援」とあるのは, 「就労移行支援, 就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と, 22中「又は就労移行支援」とあるのは, 「就労移行支援又は就労継続支援B型」とする。</p>	
第5 変更の届 出等	<p>指定障害者支援施設の設置者は, 設置者の住所その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の26にいう事項に変更があったときは, 10日以内に, その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	いる・いない
第6 介護給付 費又は訓練 等給付費の 算定及び取 扱い	<p>(1) 指定生活介護に要する費用の額は, 平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に, 平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>ただし, その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは, 当該現に指定生活介護事業に要した費用の額となっているか。</p>	いる・いない
基本事項	<p>(2) (1)の規定により, 指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において, その額に1円未満の端数があるときは, その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 18 厚令 172 附則第 14 条 法第 46 条第 3 項 施行規則第 34 条の 26 法第 29 条第 3 項 平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539 法第 29 条第 3 項 平 18 厚告 523 の二

一 生活介護

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 生活介護サービス費</p>	<p>注1 イ及びハの生活介護サービス費については、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等（共生型生活介護を除く。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 指定施設入所支援等を受ける者（以下、「施設入所者」という。）のうち、区分4（50歳以上の者にあつては、区分3）以上に該当するもの</p> <p>(2) 施設入所者以外の者のうち、区分3（50歳以上の者にあつては、区分2）以上に該当するもの</p> <p>(3) 「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号第二号）のうち、施設入所者であつて、区分3（50歳以上のものであつては区分2）以下に該当するもの又は区分1から区分6までいずれにも該当していないもの</p> <p>(4) 「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号第三号）のうち、施設入所者以外の者であつて、区分2（50歳以上の者にあつては、区分1）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの</p> <p>(5) 「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号第四号）であつて、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの</p>	<p>いる・いない</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>別表「介護給付費等単位数表」第6 1 イ 生活介護サービス費(1日につき)</p> <p>(イ) 利用定員が20人以下</p> <p>(1) 区分6 1,288単位 (2) 区分5 964単位 (3) 区分4 669単位 (4) 区分3 599単位 (5) 区分2以下 546単位</p> <p>(ロ) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(1) 区分6 1,147単位 (2) 区分5 853単位 (3) 区分4 585単位 (4) 区分3 524単位 (5) 区分2以下 476単位</p> <p>(ハ) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(1) 区分6 1,108単位 (2) 区分5 820単位 (3) 区分4 562単位 (4) 区分3 496単位 (5) 区分2以下 453単位</p> <p>(ニ) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(1) 区分6 1,052単位 (2) 区分5 785単位 (3) 区分4 543単位 (4) 区分3 487単位 (5) 区分2以下 439単位</p> <p>(ホ) 利用定員が81人以上</p> <p>(1) 区分6 1,039単位 (2) 区分5 774単位 (3) 区分4 541単位 (4) 区分3 484単位 (5) 区分2以下 434単位</p>	<p>平18厚告523 別表第6の1の注1</p> <p>平18厚告556の二 ～五</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>経過的な生活サービス費</p>	<p>注4 ニの経過的な生活介護サービス費については、「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第556号第五号)の者に対して、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号ニのイ)に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>【減算が行われる場合】</p>	<p>注5 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	
<p>定員超過</p>	<p>(1) 利用者の数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第二号のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合</p> <p>➤ 所定単位数に乗じる割合：100分の70</p>	<p>該当・非該当</p>
<p>人員欠如</p>	<p>(2) 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第二号のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合</p> <p>・看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員</p> <p>➤指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。</p> <p>➤減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</p>	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>二 経過的な生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)別表障害児入所給付費単位数表(第9において「障害児入所給付費単位数表」という。)の第1〔福祉型障害児入所施設〕に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数</p> <p>○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。)を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。</p> <p>○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について <u>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</u> (当該1日について利用者全員につき減算) ア 利用定員50人以下の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に150%を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員51人以上の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合</p> <p><u>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</u> (当該1月間について利用者全員につき減算) ・過去3月間の利用者の数の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合 ・ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合</p> <p>○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p>	<p>平18厚告523 別表第6の1の注4 平18厚告556第五 平18厚告551二の イ</p> <p>平18厚告523 別表第6の1の注5 (1) 平18厚告550の第 二号のイ</p> <p>平18厚告523 別表第6の1の注5 (1) 平18厚告550の第 二号のロ</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
人員欠如	<p>・サービス管理責任者</p> <p>➢指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。</p> <p>➢減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</p>	<p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p>
個別支援計画未作成減算	<p>(3) 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画又は施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>➢作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>➢作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p>	<p>該当・非該当</p>
平均利用時間が5時間未満の利用者等の割合による減算 (短時間利用減算)	<p>(4) 前3月における指定生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合</p> <p>➢100分の50以上である場合 100分の70</p>	<p>該当・非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>○利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>➤利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除く。</p> <p>ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p>	<p>平18厚告523 別表第6の1の注5 (2)</p> <p>平18厚告523 別表第6の1の注5 (3)</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
開所時間減算	<p>注6 イ生活介護サービス費については、運営規程に定める営業時間が「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」（平成18年厚生労働省告示第550号の第二号のハ）に該当する場合には、所定単位数に同基準の割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>➢指定障害福祉サービス基準第89条第3項に規定する運営規程に定められている営業時間が4時間以上6時間未満であること。 100分の70</p> <p>➢営業時間が4時間未満であること。 100分の50</p>	該当・非該当
定員81人以上の事業所の場合の減算	<p>注7 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定生活介護等」という。）を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。</p>	該当・非該当
医師未配置減算	<p>注8 生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算しているか。</p>	該当・非該当
身体拘束廃止未実施減算	<p>注8の2 指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p>	該当・非該当

チェックポイント	根拠法令
<p>○営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここていう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>※「利用時間が5時間未満の利用者等の割合が事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合（短時間利用減算）」と「営業時間が6時間未満に該当する場合（開所時間減算）」双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。</p> <p>○定員81人以上の事業所の場合の生活介護サービス費について 注7中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。</p> <p>○医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位数を減算するものであること。</p> <p>○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について ➤当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。</p> <p>➤具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員についての所定単位数から減算する。</p> <p>➤なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p>	<p>平18厚告523 別表第6の1の注6</p> <p>平18厚告550の第二号のハ</p> <p>平18厚告523 別表第6の1の注7</p> <p>平18厚告523 別表第6の1の注8</p> <p>平18厚告523 別表第6の1の注8の2</p>

チェックポイント	根拠法令																		
<p>2 人員配置体制加算</p> <p><u>イ 人員配置体制加算(Ⅰ)</u></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td> <td>265 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td> <td>212 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td> <td>197 単位</td> </tr> </table> <p><u>ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)</u></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td> <td>181 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td> <td>136 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td> <td>125 単位</td> </tr> </table> <p><u>ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)</u></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td> <td>51 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下</td> <td>38 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上</td> <td>33 単位</td> </tr> </table> <p>○人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。</p> <p>ア 人員配置体制加算(Ⅰ)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 	(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位	(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の 注 9</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の 注 1</p> <p>平 18 厚告 551 の 第二号のロ</p>
(1) 利用定員が 20 人以下	265 単位																		
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	212 単位																		
(3) 利用定員が 61 人以上	197 単位																		
(1) 利用定員が 20 人以下	181 単位																		
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	136 単位																		
(3) 利用定員が 61 人以上	125 単位																		
(1) 利用定員が 20 人以下	51 単位																		
(2) 利用定員が 21 人以上 60 人以下	38 単位																		
(3) 利用定員が 61 人以上	33 単位																		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 人員配置体制加算	<p>注2 ロの人員配置体制加算(Ⅱ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号・第2号のハ)に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所が行うもの、若しくは指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。</p> <p>注3 ハの人員配置体制加算(Ⅲ)については、「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号・第2号のニ)に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
3 福祉専門職員配置等加算	<p>注1 イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者(以下、「共生型生活介護従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>イ 人員配置体制加算(Ⅱ)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。 ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。 <p>※「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。</p>	<p>平18厚告523 別表第6の2の 注2</p> <p>平18厚告551の 第二号のハ</p>
<p>ウ 人員配置体制加算(Ⅲ)</p> <p>指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 	<p>平18厚告523 別表第6の2の 注3</p> <p>平18厚告551の 第二号のニ</p>
<p>3 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15 単位</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10 単位</p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6 単位</p> <p>○福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</p> <p>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(注2及び注3において同じ。)</p>	<p>平18厚告523 別表第6の3の 注1</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3 福祉専門職員配置等加算	<p>注2 ロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注3 ハの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
3の2 常勤看護職員等配置加算	<p>注1 イの常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)については、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)又はハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注2 ロの常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、ハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令																				
<p>○福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>○福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。 ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>※なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所(旧法施設を含む。)、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ※また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>○多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。 なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 注 3</p>																				
<p>○常勤看護職員等配置加算</p> <p>イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)</p> <table border="0" data-bbox="159 1545 798 1747"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td> <td>28 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下</td> <td>19 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</td> <td>11 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</td> <td>8 単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 利用定員が 81 人以上</td> <td>6 単位</td> </tr> </table> <p>ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)</p> <table border="0" data-bbox="159 1814 798 2016"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td> <td>56 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下</td> <td>38 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</td> <td>22 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</td> <td>16 単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 利用定員が 81 人以上</td> <td>12 単位</td> </tr> </table>	(1) 利用定員が 20 人以下	28 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	19 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	11 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	8 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	6 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	56 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	38 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	22 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	16 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	12 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注 2</p>
(1) 利用定員が 20 人以下	28 単位																				
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	19 単位																				
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	11 単位																				
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	8 単位																				
(5) 利用定員が 81 人以上	6 単位																				
(1) 利用定員が 20 人以下	56 単位																				
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	38 単位																				
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	22 単位																				
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	16 単位																				
(5) 利用定員が 81 人以上	12 単位																				

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3の2 常勤看護職員等配置加算	<p>注3 ハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>注4 イ及びハまでについては、1の注5の(1) (定員超過・人員欠如)に該当する場合に、算定していないか。</p> <p>注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1の【人員に関する基準】に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令										
<p>ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が 20 人以下</td> <td>84 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以</td> <td>57 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</td> <td>33 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</td> <td>24 単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 利用定員が 81 人以上</td> <td>18 単位</td> </tr> </table> <p>○常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、次のア、イ又はウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できることとする。</p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p> <p>ア 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ） 常勤換算方法で 1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）を配置している場合</p> <p>イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ） 常勤換算方法で 2 以上の看護職員を配置しており、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合</p> <p>ウ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ） 常勤換算方法で 3 以上の看護職員を配置しており、2 人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合</p>	(1) 利用定員が 20 人以下	84 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以	57 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	33 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	24 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	18 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注 3</p>
(1) 利用定員が 20 人以下	84 単位										
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以	57 単位										
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	33 単位										
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	24 単位										
(5) 利用定員が 81 人以上	18 単位										
<p>○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位</p> <p>○注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者・・・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が 1 級又は 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者・・・身体障害者手帳の障害の程度が 2 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者・・・身体障害者手帳の障害の程度が 3 級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の 2 の注 4</p>										
<p>○多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 4 の注</p>										
<p>○「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者・・・点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害者又は言語機能障害者・・・手話通訳等を行うことができる者</p>											

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 初期加算	注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 訪問支援特別加算	注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第2の1の【人員に関する基準】に定める指定生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「生活介護従事者」という。)が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	いる・いない いる・いない
7 欠席時対応加算	注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 初期加算 30 単位</p> <p>○初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。</p> <p>○この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>○なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合には、この加算の対象としない。</p> <p>○ 訪問支援特別加算(概ね 3 ヶ月以上継続利用していた者が対象)</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位</p> <p>○訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね 3 か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中 5 日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1 回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>○この場合の「5 日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で 5 日間をいうものであることに留意すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 5 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 6 の注</p>
<p>○ 欠席時対応加算 94 単位</p> <p>○欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください</p> <p>① 連絡日時</p> <p>② 相談支援を行った職員の職名・氏名</p> <p>③ 利用者が相談を必要としている(困っている)状況</p> <p>④ 相談支援の具体的内容・経緯など</p> <p>⑤ 次回通所予定日</p> </div>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7の2 重度障害者支援加算	<p>注1 イの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号・第2号のホ)に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注3 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号・第2号のヘ)に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第548号・第12号)が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号・第22号※第4号の規定を準用する。)を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加算しているか。 ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。</p> <p>注4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50 単位 ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 7 単位</p> <p>○重度障害者支援加算(Ⅰ) ➢報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。</p> <p>○重度障害者支援加算(Ⅱ) ➢強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。</p> <p>➢さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下「基礎研修修了者」という。)を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。</p> <p>➢体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。</p> <p>➢個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。</p> <p>○重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。</p> <p>○重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに500単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 7 の 2 の注 4</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 リハビリテーション加算	<p>注1 イのリハビリテーション加算(Ⅰ)については、次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画を作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他の職種の者が共同して，利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに，利用者の状態を定期的に記録していること。(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について，リハビリテーションを行う医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，看護師，生活支援員その他の職種の者に対し，リハビリテーションの観点から，日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について，指定生活介護事業所等の従業者が，必要に応じ，指定特定相談支援事業者を通じて，指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し，リハビリテーションの観点から，日常生活上の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。 <p>注2 ロのリハビリテーション加算(Ⅱ)については、注1の(1)から(5)までのいずれも満たすものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ リハビリテーション加算</p> <p>イ リハビリテーション加算(Ⅰ) 48 単位</p> <p>ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) 20 単位</p> <p>○リハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>(二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。</p> <p>(三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。</p> <p>なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行って<u>リハビリテーション実施計画原案</u>を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、<u>利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u></p> <p>なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、<u>リハビリテーション実施計画</u>を作成すること。</p> <p>なお、この場合にあつては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあつても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。</p> <p>また、<u>作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u>また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第6の8の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第6の8の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 リハビリテーション加算		
9 利用者負担上限額管理加算	<p>注 指定障害福祉サービス指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合、1月につき所定単位数に、1月につき所定単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
10 食事提供体制加算	<p>注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定生活介護事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定生活介護事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
11 延長支援加算	<p>注 「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>オ サービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>○ 利用者負担上限額管理加算 150 単位</p> <p>○注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>○ 食事提供体制加算 30 単位</p> <p>○食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。</p> <p>➢施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p>なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p> <p>○ 延長支援加算 (1)延長時間 1 時間未満の場合 61 単位 (2)延長時間 1 時間以上の場合 92 単位</p> <p>○「厚生労働大臣が定める施設基準」</p> <p>➢次の(1)及び(2)いずれにも適合すること。</p> <p>(1) 運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、かつ、利用者に対して 8 時間を超えて指定生活介護等を行うこと。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を 1 以上配置していること。</p> <p>○ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>○個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は 8 時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p>	<p>根拠法令</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 9 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 10 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の第 二号のト</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 送迎加算	<p>注1 「厚生労働大臣が定める送迎」（平成24年厚生労働省告示第268・第1号）を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 「厚生労働大臣が定める送迎」（平成24年厚生労働省告示第268・第1号）を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268・第1号・ハ）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 送迎加算</p> <p>イ 送迎加算(Ⅰ) 21 単位</p> <p>ロ 送迎加算(Ⅱ) 10 単位</p> <p>○厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268・第 1 号） <u>送迎加算（Ⅰ）</u></p> <p>➢次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>(2) 原則として、当該月において、1 回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用していること。</p> <p>(3) 原則として、当該月において、週 3 回以上の送迎を実施していること。</p> <p><u>送迎加算（Ⅱ）</u></p> <p>➢送迎加算（Ⅰ）の(1)の基準に適合し、かつ、(2)または(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>○送迎加算の取扱いについて</p> <p>○多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合には、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>○居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>○指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</p> <p>○送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268・第 一号</p>
<p>○「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であつて、第 543 号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 2</p>
<p>○厚生労働大臣が定める送迎（平成 24 年厚生労働省告示第 268・第 1 号・ハ）</p> <p>➢指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等と利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>○ 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、送迎加算注 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注1 イの 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及びロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>注2 イの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注3 ロの障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551・第2号・チ)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
13の2 就労移行支援体制加算	<p>注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○障害福祉サービスの体験利用支援加算</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位</p> <p>ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位</p> <p>○「体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合」とは、以下に掲げるものとする。</p> <p>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>○なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、注1の(2)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p>○厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551・第2号・チ） >運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援居拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2の3の規定する「地域生活支援拠点等」をいう。）であることを定めていること。</p> <p>○障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。</p>	<p>平18厚告523 別表第6の13 の注1</p> <p>平18厚告523 別表第6の13 の注2</p> <p>平18厚告523 別表第6の13 の注3</p> <p>平18厚告523 別表第6の13 の注4</p>
<p>○ 就労移行支援体制加算</p> <p>イ 利用定員が20人以下 42 単位</p> <p>ロ 利用定員が21人以上40人以下 18 単位</p> <p>ハ 利用定員が41人以上60人以下 10 単位</p> <p>ニ 利用定員が61人以上80人以下 7 単位</p> <p>ホ 利用定員が81人以上 6 単位</p> <p>○就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>○注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。</p>	<p>平18厚告523 別表第6の 13の2の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
14 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>注 別に「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543・第 18 号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15 及び 16 において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
15 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543・第 19 号の 2）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 13 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 14 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 17 に相当する単位数）</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 13 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 17 に相当する単位数）</p>	いる・いない
16 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示 543・第 19 号の 2）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合は、1 から 13 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>14 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 13 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 61 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 13 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 32 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 44 に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 13 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 25 に相当する単位数)</p> <p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、 別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び 様式例の提示について」(令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 14 の 注 平 18 厚告 543 の 十八号</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 16 の 注 平 18 厚告 543 の 十九号の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 16 の 注 平 18 厚告 543 の 十九号の 2 準用 (三の 2)</p>

二 施設入所支援

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 施設入所支援サービス費</p>	<p>注1 施設入所支援サービス費イからニまでについては、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者)にあっては、「区分2以下」とする。)に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合に合っては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p> <p>① 区分4(50歳以上の者)にあっては、区分3)以上に該当する者</p> <p>② 指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、(指定宿泊型自立訓練を除く。)、指定就労移行支援等又は就労継続支援B型等(以下、指定自立訓練等という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③ 平成18年厚生労働省告示第556号の二に定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者)にあっては区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等を受ける者</p> <p>注2 ホの経過的施設入所支援サービス費については、別に厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考)</p> <p>別表「介護給付費等単位数表」H18 厚労告 523 別表第 9</p> <p>1 施設入所支援サービス費(1 日につき)</p> <p>イ 利用定員が 40 人以下</p> <p>(1) 区分 6 459 単位</p> <p>(2) 区分 5 387 単位</p> <p>(3) 区分 4 312 単位</p> <p>(4) 区分 3 236 単位</p> <p>(5) 区分 2 以下 171 単位</p> <p>ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>(1) 区分 6 360 単位</p> <p>(2) 区分 5 301 単位</p> <p>(3) 区分 4 239 単位</p> <p>(4) 区分 3 188 単位</p> <p>(5) 区分 2 以下 149 単位</p> <p>ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>(1) 区分 6 299 単位</p> <p>(2) 区分 5 251 単位</p> <p>(3) 区分 4 201 単位</p> <p>(4) 区分 3 165 単位</p> <p>(5) 区分 2 以下 135 単位</p> <p>ニ 利用定員が 81 人以上</p> <p>(1) 区分 6 273 単位</p> <p>(2) 区分 5 226 単位</p> <p>(3) 区分 4 181 単位</p> <p>(4) 区分 3 149 単位</p> <p>(5) 区分 2 以下 128 単位</p> <p>ホ 経過的施設入所支援サービス費</p> <p>別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第 1 に掲げるそれぞれの所定単位数に 100 分の 32 を乗じて得た単位数</p>	<p>平 18 厚令 523 別表第 9 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 556 の二</p> <p>平 18 厚令 523 別表第 9 の 1 の注 2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	<p>【減算が行われる場合】</p> <p>注3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第550号）に該当する場合 100分の70</p> <p>(2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれれ次に定める割合 (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>注4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>注5 指定障害者支援施設基準48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令																
<p>平成 18 年厚生労働省告示第 550 号 第 4 号</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準（定員超過に該当する場合）</p> <p>指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）の過去 3 月間の指定施設入所支援等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第 41 条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合</p> <p>➢ 100 分の 70</p> <p>(1) 利用定員が 50 人以下の指定障害者支援施設等 1 日の利用者の数が、利用定員の数に 100 分の 110 を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 利用定員が 51 人以上の指定障害者支援施設等 1 日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から 50 を控除した数に 100 分の 5 を乗じて得た数に 5 を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準（夜勤職員欠如に該当する場合）</p> <p>指定障害者支援施設基準の規定により、指定障害者支援施設等（指定障害者支援施設基準第 4 条の 2 の規定により、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）に置くべき生活支援員の員数を満たしていないこと。</p> <p>➢ 100 分の 95</p> <p>個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合</p> <p>施設入所支援サービス費の栄養士の配置</p> <p>イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合</p> <table data-bbox="220 1406 1161 1556"> <tr> <td>(1) 利用定員が 40 人以下</td> <td>27 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</td> <td>22 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</td> <td>15 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が 81 人以上</td> <td>12 単位</td> </tr> </table> <p>ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合</p> <table data-bbox="220 1601 1161 1751"> <tr> <td>(1) 利用定員が 40 人以下</td> <td>12 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</td> <td>10 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</td> <td>7 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が 81 人以上</td> <td>6 単位</td> </tr> </table> <p>身体拘束廃止未実施減算</p>	(1) 利用定員が 40 人以下	27 単位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	22 単位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	15 単位	(4) 利用定員が 81 人以上	12 単位	(1) 利用定員が 40 人以下	12 単位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	10 単位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	7 単位	(4) 利用定員が 81 人以上	6 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 3 平 18 厚告 550 四</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 5</p>
(1) 利用定員が 40 人以下	27 単位																
(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	22 単位																
(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	15 単位																
(4) 利用定員が 81 人以上	12 単位																
(1) 利用定員が 40 人以下	12 単位																
(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	10 単位																
(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	7 単位																
(4) 利用定員が 81 人以上	6 単位																

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 夜勤職員配置体制加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1 日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。）を加算しているか。	いる・いない
3 重度障害者支援加算	<p>注 1 イの重度障害者支援加算（Ⅰ）については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。重度障害者支援加算（Ⅱ）において同じ。）の数の合計数の 100 分の 20 以上であって、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注 2 イの重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合にさらに 1 日につき所定単位数に 22 単位を加算しているか。</p> <p>注 3 ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号第 3 号ハ）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注 4 ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号第 3 号ニ）に適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第 8 の 1 の注 1 の（2）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者 1 人につき 5 人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき 180 単位をさらに加算しているか。</p> <p>注 5 ロの重度障害者支援加算（Ⅱ）の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、さらに 1 日につき所定単位数に 500 単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>2 夜勤職員配置体制加算</p> <p>(1) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 60 単位</p> <p>(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 48 単位</p> <p>(3) 利用定員が 61 人以上 39 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 2 の注 平 18 厚告 551 三の 口</p>
<p>3 重度障害者支援加算</p> <p>イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 28 単位</p> <p>ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 7 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 1</p>
	<p>18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 2</p>
	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 3 平 18 厚告 543 二十 五</p>
	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 4 平 18 厚告 543 二十 五</p>
	<p>平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注 5 平 18 厚告 543 二十 五</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4 夜間看護体制加算	<p>注 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(重度障害者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして市長に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
5 入所時特別支援加算	<p>注 新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
4	夜間看護体制加算 60 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 4 の注
4 の 2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 4 の 2 の注
5	入所時特別支援加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 5 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
6 入院・外泊時加算	<p>注1 イの入院・外泊時加算(Ⅰ)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(第15の1[共同生活援助サービス費]の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2[日中サービス支援型共同生活援助サービス費]の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2[外部サービス利用型共同生活援助サービス費]の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定しているか。</p> <p>ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。</p> <p>注2 ロの入院・外泊時加算(Ⅱ)については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者(指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。7及び8において同じ。)が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定しているか。</p> <p>ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
7 入院時支援特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 地域移行加算	<p>注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この8において同じ。)の退所に先立って施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。</p>	いる・いない
8の2 体験宿泊支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。)を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p>	いる・いない
9 地域生活移行個別支援特別加算	<p>注1 イの地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)については、地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
8 地域移行加算	500 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 8 の注
8 の 2 体験宿泊支援加算	120 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 8 の 2 の注
9 地域生活移行個別支援特別加算		平 18 厚告 523
イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	12 単位	別表第 9 の 9 の注 1
ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	306 単位	平 18 厚告 551 三のハ
		平 18 厚告 523 別表第 9 の 9 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 栄養マネジメント加算	<p>注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	いる・いない
11 経口移行加算	<p>注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。</p> <p>注2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令
10 栄養マネジメント加算	12 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 10 の 注
11 経口移行加算	28 単位	平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の 注 1 平 18 厚告 523 別表第 9 の 11 の 注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 経口維持加算	<p>注1 経口維持加算(I)については、指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、11の経口移行加算を算定している場合は又は、10の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>注2 経口維持加算(II)については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1つきにつき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令
12 経口維持加算		平 18 厚告 523
イ 経口維持加算(Ⅰ)	400 単位	別表第 9 の 12 の注
ロ 経口維持加算(Ⅱ)	100 単位	1
		平 18 厚告 523
		別表第 9 の 12 の注
		2
		平 18 厚告 523
		別表第 9 の 12 の注
		3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12の2 口腔衛生管理体制加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
12の3 口腔衛生管理体制加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、12の2の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。</p> <p>ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。</p> <p>ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。</p>	いる・いない
13 療養食加算	<p>注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
12の2 口腔衛生管理体制加算 <p style="text-align: right;">30 単位</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の 2 の注
12の3 口腔衛生管理加算 <p style="text-align: right;">90 単位</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 12 の 3 の注
13 療養食加算 ・厚生労働大臣が定める療養食（平 21 厚労告 177） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食，腎臓病食，肝臓病食，胃潰瘍食，貧血食，膵臓病食，脂質異常食及び特別な場合の検査食とする。 <p style="text-align: right;">23 単位</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 13 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
14 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、「チェックポイント」欄に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>注 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない
16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>注 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>14 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523 別表第9の14の注</p>
<p>15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523 別表第9の16の注</p> <p>平18厚告543の二 四の2</p>
	<p>平18厚告523 別表第9の16の注 平18厚告543の二 六の2 準用(三の2)</p>

三 自立訓練(機能訓練)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 機能訓練サービス費</p>	<p>注1 イの機能訓練サービス費(Ⅰ)については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注2 ロの機能訓練サービス費(Ⅱ)の(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所等(注2の3に規定する共生型自立訓練(機能訓練)事業所を除く。注2の2、注4及び注4の2において同じ。)に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等(注2の3に規定する共生型自立訓練(機能訓練)を除く。以下この注、注2の2、注4、注4の2において同じ。)を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画、特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注2の2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>【共生型の場合】 注2の3 ハについては、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業を行う事業所(以下「共生型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)において、共生型自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練(機能訓練)事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考) 別表「介護給付費等単位数表」平 18 厚労告 523 号別表第 10</p> <p>○自立訓練（機能訓練）</p> <p>1 機能訓練サービス費</p> <p>イ 機能訓練サービス費（Ⅰ）</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下 815 単位</p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 728 単位</p> <p>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 692 単位</p> <p>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 664 単位</p> <p>(5) 利用定員が 81 人以上 626 単位</p> <p>ロ 機能訓練サービス費（Ⅱ）</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位</p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750 単位</p> <p>ハ 共生型機能訓練サービス費 717 単位</p> <p>ニ 基準該当機能訓練サービス費 717 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2、注 2 の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 3 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 3</p>
<p>○定員規模別単価の利用定員について</p> <p>多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第 141 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 2 の 3</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	<p>【基準該当の場合】</p> <p>注3 ニの基準該当機能訓練サービス費については、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下、「基準該当自立訓練（機能訓練）事業所という。」）において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定による基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。</p> <p>【減算が行われる場合】</p> <p>注4 イからニまでに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては、(2)又は(3)に該当する場合に、ハについては(1)に該当する場合にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(1) 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びにに所定単位数に乗じる割合」の五のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100分の70 (看護職員等の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合は、100分の50)</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、自立訓練（機能訓練）計画等が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 ・作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 <p>(3) 利用者（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たないものを除く。）のサービス利用期間（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p> <p>【特別地域加算】</p> <p>注4の2 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 3
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4
定員超過に該当する場合の所定単位数の算定 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の (1)
個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の (2)
平均利用時間が標準利用時間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の (3) 平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 4 の 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1の2 福祉専門職員配置等加算	<p>【身体拘束廃止未実施減算】 注4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p>	いる・いない
	<p>【サービス管理責任者配置等加算】 注4の4 ハについては、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所について、1日につき58単位を加算しているか。 (1) サービス管理責任者を1名以上配置していること。 (2) 地域に貢献する活動を行っていること。</p>	いる・いない
	<p>注5 利用者が自立訓練（機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	いる・いない
	<p>注1 イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号若しくは第162条の3第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
	<p>注2 ロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について</p> <p>サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に算定できることとする。</p> <p>1の2 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位</p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位</p>	<p>平18厚告523 別表第10の1の注4の3</p> <p>平18厚告523 別表第10の1の注4の4</p> <p>平18厚告523 別表第10の1の注5</p> <p>平18厚告523 別表第10の1の2の注1</p> <p>平18厚告523 別表第10の1の2の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	<p>注3 ハの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
3 初期加算	<p>注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
4 欠席時対応加算	<p>注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 3
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位 平 18 厚告 523 別表第 10 の 2 の注
3 初期加算	30 単位 平 18 厚告 523 別表第 10 の 3 の注
4 欠席時対応加算	94 単位 平 18 厚告 523 別表第 10 の 4 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4の2 リハビリテーション加算	<p>注1 イのリハビリテーション加算Ⅰについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画を作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定自立訓練(機能訓練)等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>注2 ロのリハビリテーション加算Ⅱについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令				
<p>4の2 リハビリテーション加算</p> <table border="0" data-bbox="183 174 1181 246"> <tr> <td data-bbox="183 174 1069 212">イ リハビリテーション加算(Ⅰ)</td> <td data-bbox="1069 174 1181 212">48 単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 212 1069 246">ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)</td> <td data-bbox="1069 212 1181 246">20 単位</td> </tr> </table> <p>○リハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>○リハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。 (二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（機能訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。 (三) リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。 なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 <p>ア 利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行って<u>リハビリテーション実施計画原案</u>を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、<u>利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u> なお、自立訓練（機能訓練）サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。</p> <p>イ リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、<u>リハビリテーション実施計画</u>を作成すること。 なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっては、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとする。 また、<u>作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u>また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。</p> <p>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</p> <p>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。</p>	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	48 単位	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	20 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 4 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 4 の 2 注 2</p>
イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	48 単位				
ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	20 単位				

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 利用者負担上限額管理加算	注 指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 食事提供体制加算	注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 送迎加算	注1 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 注2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない いる・いない
8 障害福祉サービスの体験利用支援加算	注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 注2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5	利用者負担上限額管理加算 150 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 5 の注
6	食事提供体制加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 6 の注
7	送迎加算	平 18 厚告 523
	イ 送迎加算 (I) 21 単位	別表第 10 の 7 の注 1
	ロ 送迎加算 (II) 10 単位	平 24 厚告 268 四
		平 18 厚告 523 別表第 10 の 7 の注 2
8	障害福祉サービスの体験利用支援加算	
	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (I) 500 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 1
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (II) 250 単位	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労告551第3号の2・イ）に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
8の2 社会生活支援特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労告551第3号の2・ロ）に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚労告556第9号）に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
8の3 就労移行支援体制加算	<p>注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 3 平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の注 4
8 の 2 社会生活支援特別加算	480単位 平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 2 の注 平 18 厚告 551 平 18 障発第 1031001 第二-3-(1)-⑩
8 の 3 就労移行支援体制加算 イ 利用定員が20人以下 ロ 利用定員が21人以上40人以下 ハ 利用定員が41人以上60人以下 ニ 利用定員が61人以上80人以下 ホ 利用定員が81人以上	57単位 25単位 14単位 10単位 7単位 平 18 厚告 523 別表第 10 の 8 の 3 の注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
9 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p>	いる・いない
11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等又は基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合は、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>9 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 68 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 49 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 50 に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 27 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 28 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 9 の注 平 18 厚告 543 の二 十七</p>
<p>10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分 40 に相当する単位数 (指定障害者 支援施設にあつては、1000 分の 26 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 36 に相当する単位数 (指定障害 者支援施設にあつては、1000 分の 26 に相当する単位数)</p> <p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、 別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及 び様式例の提示について」(令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 11 の 注 平 18 厚告 543 の二 十八の二</p>
	<p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 11 の 注 平 18 厚告 543 の二 十八の二 準用(三の二)</p>

四 自立訓練(生活訓練)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 生活訓練サービス費</p>	<p>注1 イの生活訓練サービス費(Ⅰ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注2 ロの生活訓練サービス費(Ⅱ)の(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等(注4の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)事業所を除く。注2の2、注6及び注6の2において同じ。)に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等(注4の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)事業所を除く。以下、この注、注2の2、注6及び注6の2において同じ。)を行った場合に、自立訓練(生活訓練)計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画に位置付けられた内容の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
	<p>注2の2 ロの生活訓練サービス費(Ⅱ)の(3)については、別に厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚労省大臣告示556号)が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考)</p> <p>別表「介護給費等単位数表」第 1 1</p> <p>○自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービス費</p> <p>イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下 748 単位</p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 668 単位</p> <p>(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 635 単位</p> <p>(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 610 単位</p> <p>(5) 利用定員が 81 人以上 573 単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位</p> <p>(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750 単位</p> <p>ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）</p> <p>(1) 利用期間が 2 年間以内の場合 271 単位</p> <p>(2) 利用期間が 2 年間を超える場合 164 単位</p> <p>ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）</p> <p>(1) 利用期間が 3 年間以内の場合 271 単位</p> <p>(2) 利用期間が 3 年間を超える場合 164 単位</p> <p>ホ 基準該当生活訓練サービス費 665 単位</p> <p>ヘ 基準該当生活訓練サービス費 665 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 2</p>
<p>○定員規模別単価の利用定員について</p> <p>多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第 2 条第 16 号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等（法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 2 の 2 平 18 厚告 556 十</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
指定宿泊型自立訓練を行った場合	<p>注3 ハの生活訓練サービス費(Ⅲ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により標準利用期間が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
共生型生活訓練サービス費	<p>注4 ニの生活訓練サービス費(Ⅳ)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
基準該当生活訓練サービス費	<p>注4の2 ホの共生型生活訓練サービス費については、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所において、共生型自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練(生活訓練)事業所 の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p>	いる・いない
減算が行われる場合	<p>注5 ヘの基準該当生活訓練サービス費については、指定障害福祉サービス基準第172条又は172条の2に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
特別地域加算	<p>注6 イからホまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては右記チェックポイントに掲げる(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(2)又は(3)に該当する場合に、ハ及びニについては(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ホについては(1)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	いる・いない
身体拘束廃止未実施減算	<p>注6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第4項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項並びに指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 4 の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 5</p>
<p>[減算が行われる場合]</p> <p>(1) 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の六のイ、ロ又はハの表の上欄に定める基準に該当する場合 100 分の 70</p> <p>(2) 指定自立訓練(生活訓練)等の提供に当たって、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70</p> <p>(二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</p> <p>(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 6 第 2 号に掲げる期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</p> <p>○身体拘束廃止未実施減算</p> <p>令和 5 年 3 月 3 1 日までの間は、指定障害福祉サービス基準第 171 条、第 171 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 3 項又は指定障害者支援施設基準第 48 条第 3 項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 平 18 厚告 550 の六</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 の 3</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
サービス管理責任者 配置等加算	<p>注6の4 ホの共生型生活訓練サービス費については、次の(1)及び(2)のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練(生活訓練)事業所について、1日につき58単位を加算しているか。</p> <p>(1) サービス管理責任者を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 地域に貢献する活動を行っていること。</p> <p>注7 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
1の2 福祉専門職員 配置等加算	<p>注1 イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員(以下この1の2及び9において「生活支援員等」という。)又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(生活訓練)従業者」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき10単位を加算しているか。</p> <p>注2 ロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>3 ハの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 生活支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>1の2 福祉専門職員配置等加算</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 注 6 の 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 7</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
1の3 地域移行支援体制強化加算	注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚労省告示第551号）に適合するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	注 視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（生活訓練サービス費（Ⅱ）が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
3 初期加算	注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
4 欠席時対応加算	注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
1の3 地域移行支援体制強化加算	55 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 3 の注 平 18 厚告 551 の四
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 2 の注
3 初期加算	30 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 3 の注
4 欠席時対応加算	94 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の注
<p>欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連絡日時 ② 相談支援を行った職員の職名・氏名 ③ 利用者が相談を必要としている（困っている）状況 ④ 相談支援の具体的内容・経緯など ⑤ 次回通所予定日 		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4 の 2 医療連携体制加算	<p>注1 イの医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。以下注2から注3において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
	<p>注2 ロの医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
	<p>注3 ハの医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
	<p>注4 ニの医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>注5 ホの医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
	<p>注6 ヘの医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
4の2 医療連携体制加算	平 18 厚告 523
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	別表第11の4の2の注1
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	注1
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	注1
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	
(1) 看護を受けた利用者が1人	800 単位
(2) 看護を受けた利用者が2人	500 単位
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400 単位
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位
	平 18 厚労告 523 別表第11の4の2の注2
	平 18 厚労告 523 別表第11の4の2の注3
	平 18 厚労告 523 別表第11の4の2の注4
	平 18 厚労告 523 別表第11の4の2の注5
	平 18 厚労告 523 別表第11の4の2の注6

主眼事項	着 眼 点	自己評価
4の3 個別計画訓練支援加算	<p>注 次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。</p> <p>(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p data-bbox="130 174 507 219">4の3 個別計画訓練支援加算</p> <p data-bbox="933 174 1023 219">19単位</p>	<p data-bbox="1201 174 1476 293">平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 3 の 注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 短期滞在加算	注 平成18年厚生労働省告示第551号の四のロに定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ))を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上させるための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5の2 日中支援加算	注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター(法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。)の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者(「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5の3 通勤者生活支援加算	注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5 短期滞在加算		平 18 厚告 523
イ 短期滞在加算(Ⅰ)	180 単位	別表第 11 の 5 の注
ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	115 単位	平 18 厚告 551 の四
5 の 2 日中支援加算	270 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 2 注
5 の 3 通勤者生活支援加算	18 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 3 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5の4 入院時支援特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所(当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下この項目及び次の項目において同じ。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
5の5 長期入院時支援特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、前項の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。</p>	いる・いない
5の6 帰宅時支援加算	<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助及び第15の1の2注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。次項において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>5の4 入院時特別支援加算</p> <p>イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561 単位</p> <p>ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 4 注</p>
<p>5の5 長期入院時支援特別加算 76 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 5 注</p>
<p>5の6 帰宅時支援加算</p> <p>イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187 単位</p> <p>ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 6 注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5の7 長期帰宅時支援加算	<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)ただし、前項の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。</p>	いる・いない
5の8 地域移行加算	<p>注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者(利用期間が2年を超える者を除く。)の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にはあつては、加算しない。</p>	いる・いない
5の9 地域生活移行個別支援特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医師観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
5の10 精神障害者地域移行特別加算	<p>注 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練(生活訓練)計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、5の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5の7 長期帰宅時支援加算	25 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 7 注
5の8 地域移行加算	500 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 8 注
5の9 地域生活移行個別支援特別加算	670 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 9 注 平 18 厚告 551 の四
5の10 精神障害者地域移行特別加算	300 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 10 注

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5の11 強度行動障害者地域移行特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示551号）に適合しているものとして市長に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示543号）に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6 利用者負担上限額管理加算	注 指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。）、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注1 イの食事提供体制加算（Ⅰ）については、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣の定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの食事提供体制加算（Ⅱ）については、低所得者であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣の定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
5の11 強度行動障害者地域移行特別加算	300 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 11 注 平 18 厚告 551 四 平 18 厚告 543 別表第 2
6 利用者負担上限額管理加算	150 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 6 の 注
7 食事提供体制加算		平 18 厚告 523 別表第 11 の 7 の 注 1
イ 食事提供体制加算 (I)	48 単位	
ロ 食事提供体制加算 (II)	30 単位	
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 7 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 精神障害者退院 支援施設加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合しているものとして市長に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（精神障害者退院支援施設）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
9 夜間支援等体制 加算	<p>注 1 イの夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
	<p>2 ロの夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イの夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	いる・いない
	<p>3 ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は(2)の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>8 精神障害者退院支援施設加算</p> <p style="padding-left: 2em;">精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ） 180 単位</p> <p style="padding-left: 2em;">精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ） 115 単位</p>	<p>18 厚告 523 別表第 11 の 8 の 注 平 18 厚告 551 の四</p>
<p>9 夜間支援等体制加算</p> <p>イ 夜間支援等体制加算（Ⅰ）</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この 9において「夜間支援対象利用者」という。）が3人以下 448 単位</p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 269 単位</p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 168 単位</p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 122 単位</p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 96 単位</p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 79 単位</p> <p>(7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 67 単位</p> <p>(8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 58 単位</p> <p>(9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 52 単位</p> <p>(10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 46 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の 注 1</p>
<p>ロ 夜間支援等体制加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 夜間支援対象利用者が3人以下 149 単位</p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 90 単位</p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 56 単位</p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 41 単位</p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 32 単位</p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 26 単位</p> <p>(7) 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 22 単位</p> <p>(8) 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 19 単位</p> <p>(9) 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 17 単位</p> <p>(10) 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 15 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の 注 2</p>
<p>ハ 夜間支援等体制加算（Ⅲ） 10 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の 注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 看護職員配置加算	<p>注1 イの看護職員配置加算(Ⅰ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの看護職員配置加算(Ⅱ)については、健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
11 送迎加算	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示第268号)を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11に同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示第268号)を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>10 看護職員配置加算</p> <p>イ 看護職員配置加算(Ⅰ) 18 単位</p> <p>ロ 看護職員配置加算(Ⅱ) 13 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 10 の注</p>
<p>11 送迎加算</p> <p>イ 送迎加算 (Ⅰ) 21 単位</p> <p>ロ 送迎加算 (Ⅱ) 10 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 11 の 注 1 平 24 厚告 268 の四</p>
	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 11 の 注 2 平 24 厚告 268 の四</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
12 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注1 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>注2 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注3 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12の2 社会生活支援特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
12の3 就労移行支援体制加算	<p>注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(生活訓練)等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令
12 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	平 18 厚告 523
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	別表第 11 の 12 の注 1
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 2
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 3
		平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の注 4 平 18 厚告 551 の四
12 の 2 社会生活支援特別加算	480 単位	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 2 の注 平 18 厚告 551 の四 平 18 厚告 556 の 9 号
12 の 3 就労移行支援体制加算		
イ 利用定員が 20 人以下	54 単位	平 18 厚告 523
ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下	24 単位	別表第 11 の 12
ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	13 単位	の 3 の注
ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	9 単位	
ホ 利用定員が 81 人以上	7 単位	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p>	いる・いない
15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>13 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 13 の注 平 18 厚告 543 の三十</p>
<p>14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 15 の注 平 18 厚告 543 の三十一の二</p>
<p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 15 の注 平 18 厚告 543 の三十一の二 準用(三の二)</p>

五 就労移行支援

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 就労移行支援サービス費</p> <p>就労移行支援サービス費（Ⅰ）</p>	<p>注1 イの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援等」という)を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>就労移行支援サービス費（Ⅱ）</p> <p>あん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所が行った場合</p>	<p>注2 ロの就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>就労移行支援サービス費（Ⅰ）</p>	<p>注3 イの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等(認定指定障害者支援施設(指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。))を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。)(以下、「指定就労移行支援事業所等」という)において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。))し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12(認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設(以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。))の場合に限る。)においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する)。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>別表「介護給付費等単位数表」第12 ○就労移行支援サービス費（1日につき） 【単位数は200～201頁に記載】</p> <p>○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定就労移行支援事業所にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）にあつては当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。</p>	<p>平18厚告523 別表第12の1の注 1</p> <p>平18厚告523 別表第12の1の注 2</p> <p>平18厚告523 別表第12の1の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>就労移行支援サービス費（Ⅱ）</p>	<p>注4 ロの就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び市長に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか（ただし、地方公共団体が設置する認定指定就労移行支援事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する）</p> <p>注4の2 イに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。 （ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、注3の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる）。</p> <p>注4の3 ロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から3年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が5年である場合は5年間）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	<p data-bbox="1220 174 1453 286">平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 4</p> <p data-bbox="1220 524 1453 636">平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 4 の 2</p> <p data-bbox="1220 909 1453 1021">平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 4 の 3</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考) 別表「介護給付費等単位数表」第12</p> <p>○就労移行支援サービス費(1日につき)</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(I)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 1,128単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 959単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 820単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 690単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 557単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)-- 507単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 468単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合-----1,035単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 863単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 725単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 631単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 506単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)-- 448単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 414単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合-----1,003単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 838単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 693単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 596単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 497単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)-- 428単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 395単位</p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 948単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 797単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 646単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 544単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 476単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)-- 400単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 369単位</p> <p>(5) 利用定員が81人以上</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 915単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 760単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 607単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 498単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 460単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)-- 374単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 346単位</p>	

チェックポイント	根拠法令
<p>ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 736単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 625単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 535単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 450単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 363単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)---- 330単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 305単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 679単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 568単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 477単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 415単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 333単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)---- 295単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 273単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 645単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 541単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 446単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 384単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 320単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)---- 277単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 254単位</p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 638単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 535単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 435単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 366単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 320単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)---- 268単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 248単位</p> <p>(5) 利用定員が81人以上</p> <p>(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合----- 633単位</p> <p>(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合----- 526単位</p> <p>(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合----- 421単位</p> <p>(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合----- 345単位</p> <p>(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合----- 319単位</p> <p>(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)---- 259単位</p> <p>(七) 就労定着者の割合が零の場合----- 240単位</p>	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>減算が行われる場合</p> <p>定員超過に該当する場合の所定単位数の算定</p> <p>人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定</p> <p>個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定</p> <p>平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定</p>	<p>注5 就労移行支援サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(1) 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の七のイ(利用者の数)又はロ(従業者の数)の表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100分の70</p> <p>(1)-2 従業者の員数について、職業指導員等(職業指導員、生活支援員、就労支援振)の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合 100分の50</p> <p>(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、就労移行支援計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の8に定める標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
<p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>注6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>その他</p>	<p>注7 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 5 平 18 厚告 550 の七</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 6</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 1 の注 7</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
4 初期加算	<p>注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
5 訪問支援特別加算	<p>注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労移行支援従業者」という。）が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない

主眼事項	着 眼 点	自己評価
6 利用者負担上限額 管理加算	注 指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
8 精神障害者退院支援施設加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に適合しているものとして市長に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
9 福祉専門職員配置等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
6 利用者負担上限額管理加算 150 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 6 の注
7 食事提供体制加算 30 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 7 の注
8 精神障害者退院支援施設加算 イ 精神障害者退院支援施設加算 (I) 180 単位 ロ 精神障害者退院支援施設加算 (II) 115 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 8 の注 平 18 厚告 551 の五
9 福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算 (I) 15 単位 ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) 10 単位 ハ 福祉専門職員配置等加算 (III) 6 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の注 1
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の注 2

主眼事項	着 眼 点	自己評価
9 福祉専門職員配置等加算	<p>注3 ハの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	いる・いない
10 欠席時対応加算	<p>注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
11 医療連携体制加算	<p>注1 イの医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注3 ハの医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 9 の 注 3
<p>10 欠席時対応加算 94 単位</p> <p>欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連絡日時 ② 相談支援を行った職員の職名・氏名 ③ 利用者が相談を必要としている（困っている）状況 ④ 相談支援の具体的内容・経緯など ⑤ 次回通所予定日 	平 18 厚告 523 別表第 12 の 10 の注
<p>11 医療連携体制加算</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 32 単位 ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 63 単位 ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 125 単位 ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） <ul style="list-style-type: none"> (1) 看護を受けた利用者が 1 人 800 単位 (2) 看護を受けた利用者が 2 人 500 単位 (3) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 400 単位 ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） 500 単位 ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ） 100 単位 	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 1
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 2
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 3

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 医療連携体制加算	<p>注4 この医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者(スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない)。</p> <p>注5 ホの医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注6 ヘの医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか(ただし、イからニまでのいずれかを算定している場合にあっては、算定しない)。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12 就労支援関係研修終了加算	<p>注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号)を修了した者を就労支援員として配置しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 4
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 5
	平 18 厚告 523 別表第 12 の 11 の注 6
12 就労支援関係研修終了加算	6 単位 平 18 厚告 523 別表第 12 の 12 の注 平 21 厚告 178

主眼事項	着 眼 点	自己評価
13 移行準備支援体制加算	<p>注 移行準備支援体制加算については、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準（算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下（平成18年厚生労働省告示第543号））を満たし、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合</p> <p>② 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合</p>	いる・いない
14 送迎加算	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令
13 移行準備支援体制加算	41 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 13 の注 平 18 厚告 543 の三十 二
14 送迎加算		
イ 送迎加算 (Ⅰ)	21 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 14 の注 1
ロ 送迎加算 (Ⅱ)	10 単位	平 18 厚告 268 の四
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 14 の注 2 平 18 厚告 268 の四

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>注2 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注3 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
15の2 通勤訓練加算	<p>注 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
15の3 在宅時生活支援サービス加算	<p>注 指定就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
15の4 社会生活支援特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)に適合しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント		根拠法令
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	平 18 厚告 523
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	別表第 12 の 15 の注 1
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注 2
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注 3
		平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の注 4 平 18 厚告 551 の五
15 の 2 通勤訓練加算	800 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 2 の注
15 の 3 在宅時生活支援サービス加算	300 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 3 の注
15 の 4 社会生活支援特別加算 厚生労働大臣が定める者	480 単位	平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 4 の注
➢医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設法に規定する刑事施設若しくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から 3 年を経過していないもの又はこれに準ずる者		平 18 厚告 551 の五 平 18 厚告 556 の九

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 の 5 支援計画 会議実施加算	<p>注 指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
16 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
17 福祉・介護職員 等特定処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p>	いる・いない
18 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援を行った場合は、1から15の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>15 の 5 支援計画会議実施加算 583 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 15 の 5 の注</p>
<p>16 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 15 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 67 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 15 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 47 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 49 に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 15 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 27 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 16 の 注 平 18 厚告 543 の三 十三</p>
<p>17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 15 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 18 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 15 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 18 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 18 の 注 平 18 厚告 543 の三 十四の二</p>
<p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 12 の 18 の 注 平 18 厚告 543 の三 十四の二 準用(三の二)</p>

六 就労継続支援A型

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>1 就労継続支援A型サービス費</p>	<p>注1 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る障害福祉サービス（以下、「指定就労継続支援A型等」という）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>注2 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）については、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）の規定により算出される評価点をいう。）以下同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>注3 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）については、指定就労継続支援A型事業所等（就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た評価点に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等（就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考) 別表「介護給付費単位表」第13</p> <p>就労継続支援A型サービス費（1日につき） イ 就労継続支援A型サービス費（I） ロ 就労継続支援A型サービス費（II）</p> <p>○就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、<u>当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）の規定により算出されるスコアの合計をいう。）</u>に<u>応じ、算定する。</u></p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。 イ 就労継続支援A型サービス費（II）については、就労継続支援A型サービス費（I）以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た以上であること。</p> <p>○定員規模別単価の利用定員について 多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定就労継続支援A型事業所にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。）を行う指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）にあつては当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。</p>	<p>平18厚告523 別表第13の1の注1</p> <p>平18厚告523 別表第13の1の注2 平18厚告551</p> <p>平18厚告523 別表第13の1の注3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
1 就労継続支援 A 型サービス費	注3の2 就労継続支援 A 型サービス費 (I) 及び (II) の算定に当たって、指定就労継続支援 A 型事業所等が新規に指定を受けた日から 1 年間は、当該指定就労継続支援 A 型事業所等の評価点が 80 点以上 105 点未満とみなして、1 日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
減算が行われる場合	注4 就労継続支援 A 型サービス費 (I) 又は (II) の算定に当たって、次の①から②までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員超過利用減算 ・ サービス提供職員欠如減算 ・ サービス管理責任者欠如減算 	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の八のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100 分の 70</p> <p>職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が 3 月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が 5 月以上継続している場合は、 100 分の 50</p>	いる・いない 非該当
個別支援計画未作成減算	<p>② 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たって、就労継続支援 A 型計画又は施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</p>	いる・いない 非該当
自己評価未公表減算	<p>③ 自己評価未公表減算 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たり、1 年に 1 回以上、自己評価を行い、その結果を公表している旨、市長に届け出ていない場合 100 分の 85</p>	いる・いない 非該当
身体拘束廃止未実施減算	<p>注5 指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 73 条第 2 項又は指定障害者支援施設基準第 48 条第 2 項に規定する基準に適合していない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 3 項又は指定障害者支援施設基準第 48 条第 3 項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p>	いる・いない 非該当
その他	注6 利用者が就労継続支援 A 型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援 A 型サービス費を算定していないか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の注 3 の 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 4 平 18 厚告 550 の八</p>
<p>注 5 身体拘束廃止未実施減算</p> <p style="text-align: right;">5 単位／日</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の 注 6</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
3 就労移行支援体制加算	<p>注1 就労移行支援体制加算(I)については、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p> <p>注2 就労移行支援体制加算(II)については、1のロの就労継続支援A型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
3の2 就労移行連携加算	<p>注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。</p>	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 2 の注
3	イ 就労移行支援体制加算 (I) ロ 就労移行支援体制加算 (II)	平 18 厚告 523 別表第 13 の 3 の注 1
3 の 2	就労移行連携加算 1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 3 の注 2
3 の 2	就労移行連携加算 1,000 単位	平 18 厚告 523 別表第 13 の 3 の 2 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
4 初期加算	注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
5 訪問支援特別加算	注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援A型従業者」という。）が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない
6 利用者負担上限管理加算	注 指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 食事提供体制加算	注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>4 初期加算 30 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 4 の注</p>
<p>5 訪問支援特別加算</p> <p>(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位</p> <p>訪問支援特別加算については、指定就労継続支援 A 型等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね 3 ヶ月以上継続的に当該指定就労継続支援 A 型等を利用していた者が、最後に当該指定就労継続支援 A 型等を利用した日から中 5 日間以上連続して当該指定就労継続支援 A 型等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労継続支援 A 型等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る就労継続支援 A 型計画の見直し等の支援を行った場合に、1 回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、この場合の「5 日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で 5 日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、就労継続支援 A 型計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援 A 型等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を 1 月に 2 回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援 A 型等の利用後、再度 5 日間以上連続して指定就労継続支援 A 型等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 5 の注</p>
<p>6 利用者負担上限額管理加算 150 単位</p> <p>利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 6 の注</p>
<p>7 食事提供体制加算 30 単位</p> <p>食事提供体制加算については、原則として当該事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p>なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 7 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
8 福祉専門職員配置等加算	<p>注1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3）において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業者等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の(1)又(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
9 欠席時対応加算	<p>注 指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令						
<p>8 福祉専門職員配置等加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: right;">15 単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: right;">10 単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</td> <td style="text-align: right;">6 単位</td> </tr> </table> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</p> <p>多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。</p> <p>なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p>	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 8 の注 3</p>
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位						
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位						
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位						
<p>9 欠席時対応加算 94 単位</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労継続支援 A 型等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>※欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連絡日時 ② 相談支援を行った職員の職名・氏名 ③ 利用者が相談を必要としている(困っている)状況 ④ 相談支援の具体的内容・経緯など ⑤ 次回通所予定日 	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 9 の注</p>						

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
10 医療連携体制加算	<p>注1 イの医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が1時間以上2時間未満の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注3 ハの医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注4 ニの医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからハマまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>注5 ホの医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注6 ヘの医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令																		
<p>10 医療連携体制加算</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 医療連携体制加算(Ⅰ)</td> <td>32 単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)</td> <td>63 単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)</td> <td>125 単位</td> </tr> <tr> <td>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 看護を受けた利用者が1人</td> <td>800 単位</td> </tr> <tr> <td> (2) 看護を受けた利用者が2人</td> <td>500 単位</td> </tr> <tr> <td> (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下</td> <td>400 単位</td> </tr> <tr> <td>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)</td> <td>500 単位</td> </tr> <tr> <td>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)</td> <td>100 単位</td> </tr> </table>	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)		(1) 看護を受けた利用者が1人	800 単位	(2) 看護を受けた利用者が2人	500 単位	(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400 単位	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の 注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の 注 2</p>
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位																		
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位																		
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位																		
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)																			
(1) 看護を受けた利用者が1人	800 単位																		
(2) 看護を受けた利用者が2人	500 単位																		
(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	400 単位																		
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位																		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位																		
<p>(一) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援 A 型事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>ア 指定就労継続支援 A 型事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定就労継続支援 A 型事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発 0331002 号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の 注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の 注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の 注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 10 の 注 6</p>																		
<p>(二) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)について、看護職員 1 人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅳ)における取扱い 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者全体で 8 人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて 8 人を限度に算定可能であること。</p>																			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
12 重度者支援体制加算	<p>注1 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12の2 賃金向上達成指導員配置加	<p>注 指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画(以下「賃金向上計画」という。)を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。)を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ(職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。)を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令										
<p>12 重度者支援体制加算</p> <p>イ 重度者支援体制加算(Ⅰ)</p> <p>ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ)</p> <p>(一) 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(三) 利用実績の算定については、次によるものとする。</p> <p>ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金1級受給者の延べ人数を算出</p> <p>イ 前年度における利用者の延べ人数を算出</p> <p>ウ $A \div B$により利用者延べ人数のうち障害基礎年金1級受給者延べ人数割合を算出</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 12 の 注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 12 の 注 2</p>										
<p>12 の 2 賃金向上達成指導員配置加</p> <table border="0" data-bbox="215 1025 1149 1209"> <tr> <td>イ 利用定員が 20 人以下の場合</td> <td>70 単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下の場合</td> <td>43 単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下の場合</td> <td>26 単位</td> </tr> <tr> <td>ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下の場合</td> <td>19 単位</td> </tr> <tr> <td>ホ 利用定員が 81 人以上の場合</td> <td>15 単位</td> </tr> </table> <p>(一) 賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日つき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知の1の(2)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p>	イ 利用定員が 20 人以下の場合	70 単位	ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下の場合	43 単位	ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下の場合	26 単位	ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下の場合	19 単位	ホ 利用定員が 81 人以上の場合	15 単位	<p>18 厚告 523 別表第 13 の 12 の 2 の 注</p>
イ 利用定員が 20 人以下の場合	70 単位										
ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下の場合	43 単位										
ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下の場合	26 単位										
ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下の場合	19 単位										
ホ 利用定員が 81 人以上の場合	15 単位										

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
13 送迎加算	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国，地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（ただし，地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において，利用者（施設入所者を除く。）に対して，その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>13 送迎加算</p> <p>イ 送迎加算(Ⅰ) 21 単位</p> <p>ロ 送迎加算(Ⅱ) 10 単位</p> <p>(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。 ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>(二) 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算のうち、送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>(ア) 1回の送迎につき、平均 10 人以上(ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上)の利用者が利用</p> <p>(イ) 週 3 回以上の送迎を実施 なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても対象となること。</p> <p>(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(六) 「これに準ずる者」とは、区分 4 以下であつて、第 543 号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者。</p> <p>※なお、就労継続支援 A 型における送迎については、就労継続支援 A 型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 13 の注 1 平 24 厚告 268 の四</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 13 の注 2 平 24 厚告 268 の四</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注1 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>注2 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注3 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
14の2 在宅時生活支援サービス加算	<p>注 指定就労継続支援A型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>14 障害福祉サービスの体験利用支援加算</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位</p> <p>ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位</p> <p>(一) 体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定就労継続支援 A 型等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること）。</p> <p>ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定就労継続支援 A 型等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p> <p>(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 4</p>
<p>14 の 2 在宅時生活支援サービス加算 300 単位</p> <p>(一) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労継続支援 A 型事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。</p> <p>(二) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援 A 型を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 2 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 の 3 社会生活支援 特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等が、厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）に対して、特別な支援に対応した就労継続支援 A 型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>14の3 社会生活支援特別加算 480 単位</p> <p>(一) 対象者の要</p> <p>医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援A型事業所等を利用することになった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援A型等を利用することになった場合、指定就労継続支援A型等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業員に対する研修会については、原則として事業所の従業員全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労継続支援A型計画等の作成 イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等 ウ 日常生活や人間関係に関する助言 エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 オ 日中活動の場における緊急時の対応 カ その他必要な支援 	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 3 の 注 平 18 厚告 551 の五 平 18 厚告 556 の九</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
15 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
16 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p>	いる・いない
17 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示543号）に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の3までに算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>15 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 14 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 57 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 65 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 14 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 41 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 47 に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 14 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 26 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 15 の注 平 18 厚告 543 の三十六 準用(二)</p>
<p>16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 14 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 18 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 14 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 18 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 17 の注 平 18 厚告 543 の三十七の二</p>
<p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知 (「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) を参照すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 17 の注 平 18 厚告 543 の三十六の二 準用 (三の二)</p>

七 就労継続支援B型

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>1 就労継続支援B型サービス費</p>	<p>1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）</p> <p>ロ 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）</p> <p>ハ 就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）</p> <p>ニ 就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）</p> <p>ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費</p> <p>注1 イからホについては、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>注2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注5において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>注3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当しているか。</p> <p>注4 ハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(参考) 別表「介護給付費等単位数表」第14</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について 就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>○就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4))に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、<u>当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</u></p> <p>(注2) 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)については、 工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」という。))における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(注3) 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、 工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く)。</p> <p>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している場合を除く)。</p> <p>(注4) 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)については、 指定就労継続支援事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p>	<p>平18厚告523 別表第14の1の注1</p> <p>平18厚告523 別表第14の1の注2 平18厚告551の六のイ</p> <p>平18厚告523 別表第14の1の注3</p> <p>平18厚告523 別表第14の1の注4</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	<p>注5 この就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）については、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>(3) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</p>	<p>注6 ホの基準該当就労継続支援B型サービス費については、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>注6の2 イ及びロの算定に当たって事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>非該当</p>
<p>(4) 令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について</p>		

チェックポイント	根拠法令
<p>(注5) 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く)。</p>	<p>平18厚告523 別表第14の1の注5</p>
<p>(注6) 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p>	<p>平18厚告523 別表第14の1の注6</p>
<p>(注6の2) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 注6の2については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。 ➤ 年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。 ➤ ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。 <p>○令和5年度における就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和5年度における就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)の算定に係る平均工賃月額の算出に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度の実績を用いないことも可能とする。</u> ➤ 具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成30年度 イ 令和元年度 ウ 令和4年度 	<p>平18厚告523 別表第14の1の注6の2</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>【減算が行われる場合】</p> <p>定員超過</p> <p>人員欠如</p> <p>個別支援計画未作成減算</p> <p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>【減算が行われる場合】</p> <p>注7 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(1) 利用者数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合、別に厚生労働大臣が定める割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員超過利用減算 基本単位数の70%を算定 ・ サービス提供職員欠如減算 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。 ・ サービス管理責任者欠如減算 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。 <p>(2) 個別支援計画未作成減算 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</p> <p>注8 身体拘束廃止未実施減算 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。</p> <p>注9 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援B型サービス費を算定していないか</p>	<p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に 150% を乗じて得た数を超える場合</p> <p>イ 利用定員 51 人以上の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 125% を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数を超える場合 ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 7(1)</p> <p>平 18 厚告 550 の九</p>
<p>注 8 身体拘束廃止未実施減算</p> <p style="text-align: right;">5 単位/日</p> <p>令和 5 年 3 月 31 日までの間は、<u>指定障害福祉サービス基準第 202 条、第 206 条及び第 223 条第 1 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 3 項又は指定障害者支援施設基準第 48 条第 3 項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</u></p>	<p>別表第 14 の 1 の注 7(2)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 8</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 1 の注 9</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
3 就労移行支援体制加算	<p>注1 就労移行支援体制加算（Ⅰ）については、1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p> <p>注2 就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、1のロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p> <p>注3 就労移行支援体制加算（Ⅲ）については、1のハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）を算定している事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p> <p>注4 就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、1のニの就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとしては市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注</p>
<p>3 就労移行支援体制加算</p> <p>(一) 就労移行支援体制加算（Ⅰ）及びの就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、<u>利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数</u>に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) 就労移行支援体制加算（Ⅲ）及び就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援 B 型サービス費（Ⅳ）を算定している就労継続支援 B 型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、<u>利用定員に応じた所定単位数</u>に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援 B 型を経て企業等に就労した後、就労継続支援 B 型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から 6 月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(四) 注 1 中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、令和 2 年 10 月 1 日に就職した者は、令和 3 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の注 4</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
3の2 就労移行 連携加算	<p>指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後、就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。</p>	いる・いない
4 初期加算	<p>注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>3の2 就労移行連携加算 1,000 単位</p> <p>(一) 就労移行連携加算については、就労継続支援B型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援B型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援B型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援B型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。</p> <p>ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。</p> <p>(二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援B型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</p> <p>(三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援B型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。</p> <p>なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注</p>
<p>4 初期加算 30 単位</p> <p>(一) 初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。</p> <p>なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合には、この加算の対象としない。</p> <p>(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係</p> <p>初期加算は、利用者が過去 3 月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。</p> <p>(三) 30 日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。</p> <p>ただし、指定就労継続支援B型事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合にはこの限りではない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 4 の 注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
5 訪問支援特別加算	<p>注 指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続支援B型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援B型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援B型従業者」という。）が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援B型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	いる・いない
6 利用者負担上限額管理加算	<p>注 指定就労継続支援B型事業者又は指定障害者支援施設が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
7 食事提供体制加算	<p>注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援B型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令						
<p>5 訪問支援特別加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 所要時間 1 時間未満の場合</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">187 単位</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 所要時間 1 時間以上の場合</td> <td style="text-align: right;">280 単位</td> <td></td> </tr> </table> <p>訪問支援特別加算については、指定就労継続支援B型等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定就労継続支援B型等を利用していた者が、最後に当該指定就労継続支援B型等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労継続支援B型等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る就労継続支援B型計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援B型等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援B型等の利用後、再度5日間以上連続して指定就労継続支援B型等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	187 単位		(2) 所要時間 1 時間以上の場合	280 単位		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 5 の注</p>
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	187 単位						
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	280 単位						
<p>6 利用者負担上限額管理加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">150 単位</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p>		150 単位		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 6 の注</p>			
	150 単位						
<p>7 食事提供体制加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">30 単位</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>食事提供体制加算については、原則として当該事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p>なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p>		30 単位		<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 7 の注</p>			
	30 単位						

主眼事項	着 眼 点	自己評価
8 福祉専門職員配置等加算	<p>注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは第5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3）において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業者等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（I）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注3 ハについては、次の(1)又(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、この場合において、イ福祉専門職員配置等加算（I）又はロの福祉専門職員配置等加算（II）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令						
<p>8 福祉専門職員配置等加算</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: right;">15 単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: right;">10 単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</td> <td style="text-align: right;">6 単位</td> </tr> </table> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</p> <p>多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。</p> <p>なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。</p>	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 8 の注</p>
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位						
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位						
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位						

主眼事項	着 眼 点	自己評価
<p>8の2 ピアサポート実施 加算</p>	<p>注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この8の2において単に「障害者」という。）又は障害者であったと市長が認める者（以下この8の2において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この8の2において「ピアサポート研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。</p> <p>(2) ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上(当該2名以上のうち1名は障害者等とする。)配置していること。</p> <p>(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援B型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>9 欠席時対応加算</p>	<p>注 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所において指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援B型従業者又は指定障害福祉サービス基準第206条において準用する第186条の規定に基づき基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>8の2 ピアサポート実施加算 100単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 8 の 2 の注</p>
<p>9 欠席時対応加算 94単位</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労継続支援B型等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>※ 欠席時対応加算は、いわゆる“キャンセル料”ではないことから、単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目については必須で記載してください</p> <p>①連絡日時</p> <p>②相談支援を行った職員の職名・氏名</p> <p>③利用者が相談を必要としている（困っている）状況</p> <p>④相談支援の具体的内容・経緯など</p> <p>⑤次回通所予定日</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 9 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
10 医療連携体制加算	<p>注1 イの医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注3 ハの医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注4 ニの医療連携体制加算(IV) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>注5 ホの医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>注6 ヘの医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>10 医療連携体制加算</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32 単位</p> <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63 単位</p> <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125 単位</p> <p>ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)</p> <p> (1) 看護を受けた利用者が 1 人 800 単位</p> <p> (2) 看護を受けた利用者が 2 人 500 単位</p> <p> (3) 看護を受けた利用者が 3 人 400 単位</p> <p>ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 500 単位</p> <p>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) 100 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 10 の注 6</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
11 地域協働加算	<p>注 1 のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1の二の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等(当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。)を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない
12 重度者支援体制加算	<p>注1 イについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イを算定している場合は、算定しない。</p>	いる・いない
13 目標工賃達成指導員配置加算	<p>注 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント		根拠法令
11 地域連携加算	30 単位	平 18 厚告 523 別表第 14 の 11 の注
12 重度者支援体制加算		平 18 厚告 523 別表第 14 の 12 の注 1
イ 重度者支援体制加算 (I)		
(1) 利用定員が 20 人以下	56 単位	
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	50 単位	
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	47 単位	
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	46 単位	
(5) 利用定員が 81 人以上	45 単位	
ロ 重度者支援体制加算 (II)		
(1) 利用定員が 20 人以下	28 単位	平 18 厚告 523
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	25 単位	別表第 14 の 12 の注 2
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	24 単位	
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	23 単位	
(5) 利用定員が 81 人以上	22 単位	
(一) イの重度者支援体制加算 (I) については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数 (障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者から除く。以下(二)において同じ。) の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援 B 型事業所である場合、算定する。		
(二) ロの重度者支援体制加算 (II) については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援 B 型事業所である場合、算定する。		
13 目標工賃達成指導員配置加算		平 18 厚告 523 別表第 14 の 13 の注 平 18 厚告 551 の六の ロ
イ 利用定員が 20 人以下	89 単位	
ロ 利用定員が 21 人以上 40 人以下	80 単位	
ハ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	75 単位	
ニ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	74 単位	
ホ 利用定員が 81 人以上	72 単位	
目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
14 送迎加算	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国, 地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(ただし, 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この16において同じ。)において, 利用者(施設入所者を除く。)に対して, その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に, 片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 イ及びロについては, 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は, 所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が, 指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において, 指定障害者支援施設等に置くべき従業者が, 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに, 当該利用者の状況, 当該支援の内容等を記録した場合に, 所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>(続く)</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>14 送迎加算</p> <p>イ 送迎加算(Ⅰ) 21 単位</p> <p>ロ 送迎加算(Ⅱ) 10 単位</p> <p>(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合には、原則として一の事業所として取り扱うこととする。 ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。</p> <p>(二) 報酬告示第14の14の送迎加算のうち、送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。</p> <p>(ア) 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用</p> <p>(イ) 週3回以上の送迎を実施 なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(三) 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。</p> <p>(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。</p> <p>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第14の14の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>(六) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であつて、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である</p>	<p>平18厚告523 別表第14の14の注1 平24厚告268の三準用(一)</p> <p>平18厚告523 別表第14の14の注2</p>
<p>15 障害福祉サービスの体験利用支援加算</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位</p> <p>ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位</p> <p>(一) 体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定就労継続支援B型等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であつて、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。</p> <p>ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	<p>平18厚告523 別表第14の15の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	<p>注2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>注4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
16 在宅時生活支援サービス加算	<p>注 指定就労継続支援B型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
16の2 社会生活支援特別加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>(i) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>(ii) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>(iii) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。 また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 3</p>
<p>(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 15 の注 4</p>
<p>16 在宅時生活支援サービス加算 300 単位</p> <p>(一) 在宅時生活支援サービス加算については、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者に対し、当該就労継続支援 B 型事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に重視する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。</p> <p>(二) 在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援 B 型を在宅で利用する際に、支援を受けなければ在宅利用が困難な場合に加算する。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の注</p>
<p>16 の 2 社会生活支援特別加算 480 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 16 の 2 注</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
17 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	いる・いない
18 福祉・介護職員 等特定処遇改善加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p>	いる・いない
19 福祉・介護職員 等ベースアップ等 支援加算	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等を行った場合は、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>17 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 16 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 64 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 16 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 47 に相当する単位数)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 16 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 22 に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 26 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 17 の注 平 18 厚告 543 の三十八</p>
<p>18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 16 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 17 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 18 に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 16 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000 分の 18 に相当する単位数)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 19 の注 平 18 厚告 543 の三十九の二</p>
<p>○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 3 年 3 月 25 日付け障障発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 14 の 19 の注 平 18 厚告 543 の三十八の二 準用(三の二)</p>

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日，法律第123号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日，政令第10号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日，厚生労働省令第19号）
	平18厚令172	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省令第172号）
	平24厚令16	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日，厚生労働省令第16号）
告示	平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第523号）
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日，厚生労働省告示第539号）
	平18厚告541	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第541号）
	平18厚告542	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年9月29日，厚生労働省告示第542号）
	平18厚告543	厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第543号）
	平18厚告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日，厚生労働省告示第544号）
	平18厚告545	食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日，厚生労働省告示第545号）
	平18厚告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日，厚生労働省告示第550号）
	平18厚告551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日，厚生労働省告示第551号）
	平18厚告556	厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日，厚生労働省告示第556号）
	平21厚告177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成21年3月30日，厚生労働省告示第177号）
	平24厚告268	厚生労働大臣が定める送迎（平成24年3月30日，厚生労働省告示第268号）

区分	略号	法令等名
通知等	平 17 障発第 1020001 号	障害者(児)施設における虐待の防止について(平成 17 年 10 月 20 日, 障発第 1020001 号)
	平 18 障発第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 1 月 31 日, 障発第 1031001 号)
	平 18 障障発第 1002001 号	障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について(平成 18 年 10 月 2 日, 障障発第 1002001 号)
	平 18 障障発第 1002003 号	就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成 18 年 10 月 2 日, 障障発第 1002003 号)
	平 18 障発第 1031001 号	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日, 障発第 1031001 号)
	平 18 障発第 1206002 号	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 18 年 12 月 6 日, 障発第 1206002 号)
	平成 19 障発第 0126001 号	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員, 設備及び運営に関する基準について(平成 19 年 1 月 26 日, 障発第 0126001 号)
	平 19 障障発第 0402001 号	就労移行支援事業, 就労継続支援事業(A型, B型)における留意事項について(平成 19 年 4 月 2 日, 障障発第 0402001 号)
		福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針(平成 14 年 3 月 28 日, 福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)
市条例	市条例第 37 号	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員, 設備及び運営に関する条例(平成 24 年 12 月 25 日, 条例第 53 号)